

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PJ67	受付：有期有目的（91日目から180日目）の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目	
	【請求書】		-
	【明細書】	日数：サービス開始日等・開始年月日	
	【実績記録票】		-
	【上限額管理結果票】	-	

警告（重度）となる例

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号 9 9 1 1 1 1 1		令和 0 3 年 0 4 月分	
助成自治体番号		指定事業所番号 9 9 5 0 0 1 1 1 1 1	
受給者証番号 9 9 0 0 0 0 0 0 1	請求事業者	事業所	
給付決定保護者氏名 国保 太郎	事業者及びその事業所の名称		
給付決定に係る障害児氏名 国保 花子	地域区分	級地	
利用者負担上限月額 3 7 2 0 0	管理事業所	管理結果	管理結果額
サービス種別 7 2	開始年月日 令和 0 3 年 0 1 月 1 6 日	終了年月日 令和 年 月 日	利用日数 入院日数
サービス内容	サービスコード	単位数	回数
医児入有期13	7 2 1 3 1 5		1 6
・当該月における算定回数の上 限は15回であるにも関わら ず、16回の請求となっている			
サービス種類コード 7 2	サービス利用日数	給付単位数	合計
総費用額	1割相当額	利用者負担額	
調整後利用者負担額	決定利用者負担額	請求額	給付費
自治体助成分請求額	特定入所障害児食費等給付費	算定日額	日数
		給付費請求額	実費算定額
		枚中	枚目

原因

【明細書】¹の「有期有目的(91日目から180日目)の報酬の回数」の合計が、サービス開始日等・開始年月日より起算して、当該月にて算定できる上限回数を超過しています。

前ページの例では、【明細書】の「サービス提供年月」(令和3年4月)が、「サービス開始日等・開始年月日」(令和3年1月16日)から91日目の年月ではありますが、当該月における算定回数の上限は15回であるにもかかわらず、16回の請求となっていることから「警告(重度)」となります。

確認の観点

有期有目的の支援は、入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると認められた障害児について算定するものです。また、退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、入所給付決定を改めて受けた上で算定することが可能です²。

しかしながら、月の途中で退所し、同月中に再入所するケースにおいては、入所日の起算点を再入所日とする機械的判断が行えないことから、当該エラーコードが発生します。

市町村は、利用者のサービス利用の状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

¹ サービス提供年月が平成30年9月以前の場合、「警告」となりません。

² 「障害児支援留意事項通知」第三の2(医療型障害児入所施設給付費)の「有期有目的の支援を行う場合の取扱い」を参照。

正常となる例

請求明細書情報(日数情報)

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	サービス開始日等・開始年月日	...
2021.04	991111	9950011111	9900000001	72	2021.01.16	...

請求明細書情報(明細情報)

都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提供年月	サービスコード	回数	...
991111	9950011111	9900000001	2021.04	721315	15	...

・有期有目的(91日目から180日目)の報酬の「回数」の合計が、当該月における上限回数以内

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PJ68	受付：有期有目的の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から180日目の年月以前であることが必要です

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	日数：サービス開始日等・開始年月日
	【実績記録票】	-
【上限額管理結果票】	-	-

警告（重度）となる例

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号	9 9 1 1 1 1 1	令和	0 3	年	0 4	月分
助成自治体番号						
受給者証番号	9 9 0 0 0 0 0 0 0 1	請求事業者	指定事業所番号	9 9 5 0 0 1 1 1 1 1		
給付決定保護者氏名	国保 太郎	事業者及びその事業所の名称	事業所			
給付決定に係る障害児氏名	国保 花子	地域区分	級地			
利用者負担上限月額	3 7 2 0 0					
利用者負担上限額		指定事業所番号		管理結果		管理結果額
管理事業所		事業所名称				
サービス種別	7 2	開始年月日	令和 0 2	年	1 0	月 0 1 日
		終了年月日	令和	年	月	日
サービス内容	7 2 1 3 1 5	サービスコード		単位数	回数	サービス単位数
医児入有期13					2 0	

・【明細書】の「サービス提供年月」が、「サービス開始日等・開始年月日」から180日目の年月の翌月

サービス種類コード	7 2	名称	長療型障害児入所支援	サービス利用日数	日	日	日	日	合計
給付単位数									
単位数単価		円/単位		円/単位		円/単位		円/単位	
総費用額									
1割相当額									
利用者負担額									
上限月額調整(のり内少ない数)									
調整後利用者負担額									
上限額管理後利用者負担額									
決定利用者負担額									
請求額		給付費							
自治体助成分請求額									

特定入所障害児食費等給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額

枚中 枚目

原因

事業所からの請求情報のうち、有期有目的の報酬¹を算定している【明細書】²のサービス提供年月がサービス開始日等・開始年月日から180日目の年月の翌月以降となっています。

前ページの例では、有期有目的(91日目から180日目)の報酬を算定している【明細書】の「サービス提供年月」(令和3年4月)が、「サービス開始日等・開始年月日」(令和2年10月1日)から180日目の年月の翌月であるため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

有期有目的の支援は、入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると認められた障害児について算定するものです。また、退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、入所給付決定を改めて受けた上で算定することが可能です³。

しかしながら、月の途中で退所し、同月中に再入所するケースにおいては、入所日の起算点を再入所日とする機械的判断が行えないことから、当該エラーコードが発生します。

市町村は、利用者のサービス利用の状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

- 1 有期有目的(181日目以降)の報酬を除く。
- 2 サービス提供年月が平成30年9月以前の場合、「警告」となりません。

- 3 「障害児支援留意事項通知」第三の2(医療型障害児入所施設給付費)の「有期有目的の支援を行う場合の取扱い」を参照。

正常となる例

請求明細書情報(日数情報)

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	サービス開始日等・開始年月日	...
2021.04	991111	9950011111	9900000001	72	2020.11.01	...

請求明細書情報(明細情報)

都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提供年月	サービスコード	...
991111	9950011111	9900000001	2021.04	721315	...

・【明細書】の「サービス提供年月」が「サービス開始日等・開始年月日」から91日以上、かつ180日以内の年月

EE

EF

EG

EH

EL

PA

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

PW

エラーコード	メッセージ
PJ69	受付：有期有目的（181日目以降）の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算して181日目から月末までの日数を超えています

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	日数：サービス開始日等・開始年月日
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号	9 9 1 1 1 1	令和	0 3	年	0 4	月分
助成自治体番号						
受給者証番号	9 9 0 0 0 0 0 0 1	請求事業者	指定事業所番号 9 9 5 0 0 1 1 1 1 1			
給付決定保護者氏名	国保 太郎	事業者及びその事業所の名称	事業所			
給付決定に係る障害児氏名	国保 花子	地域区分	級地			
利用者負担上限月額	3 7 2 0 0					
利用者負担上限額 管理事業所	指定事業所番号	管理結果		管理結果額		
サービス種類	7 2	開始年月日	令和 0 2	年	1 0	月
		開始年月日	令和	年	月	日
		終了年月日	令和	年	月	日
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要	
医児入有期14	7 2 1 3 1 8		1 8			
<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>・当該月における算定回数の上 限は17回であるにも関わら ず、18回の請求となっている</p> </div>						
サービス種類コード	7 2	高機能障害児入所支費				
サービス利用日数	日	日	日	日	合計	
給付単位数		円/単位	円/単位	円/単位	円/単位	
単位数単価						
総費用額						
1割相当額						
利用者負担額						
上限月額調整額（の内少ない額）						
調整後利用者負担額						
上限額管理後利用者負担額						
決定利用者負担額						
請求額	給付費					
自治体助成分請求額						
特定入所障害児 食費等給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額		

原因

【明細書】¹の「有期有目的(181日目以降)の報酬の「回数」の合計が、サービス開始日等・開始年月日より起算して、当該月にて算定できる上限回数を超過しています。

前ページの例では、【明細書】の「サービス提供年月」(令和3年4月)が、「サービス開始日等・開始年月日」(令和2年10月16日)から181日目の年月ではありますが、当該月における算定回数の上限は17回であるにもかかわらず、18回の請求となっていることから「警告(重度)」となります。

確認の観点

有期有目的の支援は、入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると認められた障害児について算定するものです。また、退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、入所給付決定を改めて受けた上で算定することが可能です²。

しかしながら、月の途中で退所し、同月中に再入所するケースにおいては、入所日の起算点を再入所日とする機械的判断が行えないことから、当該エラーコードが発生します。

市町村は、利用者のサービス利用の状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

¹ サービス提供年月が平成30年9月以前の場合、「警告」となりません。

² 「障害児支援留意事項通知」第三の2(医療型障害児入所施設給付費)の「有期有目的の支援を行う場合の取扱い」を参照。

正常となる例

請求明細書情報(日数情報)

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	サービス開始日等・開始年月日	...
2021.04	991111	9950011111	9900000001	72	2020.10.16	...

請求明細書情報(明細情報)

都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提供年月	サービスコード	回数	...
991111	9950011111	9900000001	2021.04	721319	17	...

・有期有目的(181日目以降)の報酬の「回数」の合計が、当該月における上限回数以内

原因

障害児施設台帳の「開所時間減算の有無」が「有り」に設定されていますが、【明細書】¹では開所時間減算の適用されない本体報酬のサービスコードを算定しています。本判定の対象となるのは、障害児通所支援における「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」です²。

これらのサービスでは、営業時間等が4時間以上6時間未満の場合は所定の単位数の100分の85を、4時間未満の場合は所定単位数の100分の70を算定する取り扱いとなっています³。

前ページの例では、国保連合会の障害児施設台帳の「開所時間減算の有無」では、事業所が開所時間減算の適用を受ける「有り」が設定されていますが、【明細書】においては、開所時間減算が適用されない本体報酬のサービスコードを算定しているため「警告(重度)」となります。

確認の観点

市町村は、「開所時間減算の有無」にかかる設定状況について、都道府県やサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

障害児施設台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、都道府県に「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を依頼します。

正常となる例

請求明細書情報

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード
2018.07	991111	9950011111	9900000001	611788

障害児施設台帳 (サービス情報)

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	開所時間減算の有無
9950011111	61	2018.07.01	1:新規	2:有り

・障害児施設台帳の設定は「開所時間減算の有無」が「有り」であり、【明細書】も開所時間減算が適用された請求をしている

単位数表マスタ (請求)

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	加算対象	開所時間減算区分
61	1788	2018.04.01	-	611000	1:非該当	3:4時間未満

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PJ73	受付：障害児施設台帳の「開所時間減算区分」の登録内容に該当する請求ではありません

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	明細：サービスコード
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号 9 9 1 1 1 1 1 平成 3 0 年 0 7 月 分
 助成自治体番号
 指定事業所番号 9 9 5 0 0 1 1 1 1 1 1 1
 受給者証番号 9 9 0 0 0 0 0 0 0 0
 給付決定保護者氏名 運合会一郎
 給付決定に係る障害児氏名
 利用者負担上限額① 9 3 0 0
 利用者負担上限額管理事業所 指定事業所番号 管理結果 管理結果額
 事業所名称
 サービス種別 8 1 申請年月日 平成 3 0 年 0 7 月 0 1 日 終了年月日 平成 年 月 日 開所回数 2 2 入所回数
 申請年度 平成 年 月 日 前年度 平成 年 月 日 開所回数 入所回数

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	備註
児童18・有資格1・開所減算	6 1 1 1 7 8 9	○	2	○	○
児童福祉司1・職員1	2 1 3 1 1 2 2	○	2	○	○
児童指導員加配加算1	6 1 6 2 6 3	○	2	○	○

・障害児施設台帳の「開所時間減算区分」にかかる登録内容に、【明細書】のサービスコードの区分が該当しない

障害児施設台帳（サービス情報）

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	開所時間減算の有無	開所時間減算区分
9950011111	61	2018.07.01	1:新規	2:有り	1:4時間未満

単位数表マスタ（請求）

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	開所時間減算区分
61	1789	2018.04.01	-	611000	4:4時間以上6時間未満

原因

障害児施設台帳の「開所時間減算の有無」が「有り」に設定されている場合に、障害児施設台帳と【明細書】¹の本体報酬のサービスコードに対応する「開所時間減算区分」が異なっています。本判定の対象となるのは、障害児通所支援における「児童発達支援」「医療型児童発達支援」「放課後等デイサービス」です²。

これらのサービスでは、営業時間等が4時間以上6時間未満の場合は所定の単位数の100分の85を、4時間未満の場合は所定単位数の100分の70を算定する取り扱いとなっています³。

前ページの例では、国保連合会の障害児施設台帳の「開所時間減算区分」が「4時間未満」、なのに対し、【明細書】においては、「4時間以上6時間未満」の本体報酬のサービスコードを算定しているため「警告(重度)」となります。

確認の観点

市町村は、「開所時間減算区分」にかかる設定状況について、都道府県やサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

事業所台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、都道府県に「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を依頼します。

正常となる例

請求明細書情報

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード
2018.07	991111	9950011111	9900000001	611788

障害児施設台帳(サービス情報)

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	開所時間減算の有無	開所時間減算区分
9910011111	61	2018.07.01	1:新規	2:有り	1:4時間未満

・障害児施設台帳の「開所時間減算区分」にかかる登録内容に、【明細書】のサービスコードの区分が該当する

単位数表マスタ(請求)

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	開所時間減算区分
61	1788	2018.04.01	-	611000	3:4時間未満

1 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

2 放課後等デイサービスにおいては、休業日に行う場合のみ開所時間減算の対象となります。

3 開所時間減算の基準は「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合」(平成24年厚生労働省告示第271号)を参照。

EE

EF

EG

EH

EL

PA

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

PW

エラーコード	メッセージ
PJ78	受付：有期有目的（181日目以降）の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から181日目の年月以降であることが必要です

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	日数：サービス開始日等・開始年月日
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号 9 9 1 1 1 1		令和 0 3 年 0 4 月分	
助成自治体番号		指定事業所番号 9 9 5 0 0 1 1 1 1	
受給者証番号 9 9 0 0 0 0 0 0 1	給付決定保護者氏名 国保 太郎	請求事業者 事業者及びその事業所の名称 事業所	地域区分 級地
給付決定に係る障害児氏名	国保 花子		
利用者負担上限月額 3 7 2 0 0	利用者負担上限額	指定事業所番号	管理結果
管理事業所	事業所名称	管理結果	管理結果額
サービス種類 7 2	開始年月日 令和 0 3 年 0 4 月 0 1 日	終了年月日	利用日数
サービス内容	サービスコード	単位数	回数
医児入有期14	7 2 1 3 1 9		2 0
・【明細書】の「サービス提供年月」が、「サービス開始日等・開始年月日」から181日目の年月以降ではない			
サービス種類コード 7 2	サービス利用日数	合計	
給付単位数			
単位数単価	円/単位		
総費用額			
1割相当額			
利用者負担額			
上限月額調整（のり少ない）			
調整後利用者負担額			
上限額管理後利用者負担額			
決定利用者負担額			
請求額	給付費		
自治体助成分請求額			
特定入所障害児食費等給付費	算定日額	日数	給付費請求額
			実費算定額
			枚中 枚目

原因

事業所からの請求情報のうち、有期有目的(181日目以降)を算定している【明細書】¹のサービス提供年月がサービス開始日等・開始年月日から181日目の年月以降ではありません。

前ページの例では、【明細書】の「サービス提供年月」(令和3年4月)が、「サービス開始日等・開始年月日」(令和3年4月1日)から181日目の年月以降ではないため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

有期有目的の支援は、入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると認められた障害児について算定するものです。また、退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、入所給付決定を改めて受けた上で算定することが可能です²。

しかしながら、月の途中で退所し、同月中に再入所するケースにおいては、入所日の起算点を再入所日とする機械的判断が行えないことから、当該エラーコードが発生します。

市町村は、利用者のサービス利用の状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

¹ サービス提供年月が平成30年9月以前の場合、「警告」となります。

² 「障害児支援留意事項通知」第三の2(医療型障害児入所施設給付費)の「有期有目的の支援を行う場合の取扱い」を参照。

正常となる例

請求明細書情報(日数情報)

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	サービス開始日等・開始年月日	...
2021.04	991111	9950011111	9900000001	72	2020.10.01	...

請求明細書情報(明細情報)

都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提供年月	サービスコード	...
991111	9950011111	9900000001	2021.04	721319	...

・【明細書】の「サービス提供年月」が「サービス開始日等・開始年月日」の年月から181日目以降の年月

EE

EF

EG

EH

EL

PA

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

PW

エラーコード	メッセージ
PK10	受付：有期有目的（最初の60日）の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から60日目の年月以前であることが必要です

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	日数：サービス開始日等・開始年月日
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号	9 9 1 1 1 1	令和	0 3	年	0 4	月分
助成自治体番号						
指定事業所番号	9 9 5 0 0 1 1 1 1 1					
受給者証番号	9 9 0 0 0 0 0 0 1	請求事業者	事業者及びその事業所の名称			
給付決定保護者氏名	国保 太郎	事業所				
給付決定に係る障害児氏名	国保 花子	地域区分	級地			
利用者負担上限月額	3 7 2 0 0					
利用者負担上限額		管理結果		管理結果額		
サービス種類	7 2	令和	0 3	年	0 1	月
		令和		年		日
サービス内容	7 2 1 3 7 3	単位数	2	回数	0	サービス単位数
サービスコード						摘要
						医児入有期11

・【明細書】の「サービス提供年月」が、「サービス開始日等・開始年月日」から60日目の年月以前ではない

請求集計欄	サービス種類コード	サービス利用日数	合計		
	給付単位数	単位数単価	総費用額	1割相当額	利用者負担額
上限月額調整()の内の少額1割					
調整後利用者負担額					
上限額管理後利用者負担額					
決定利用者負担額					
請求額					
給付費					
自治体助成分請求額					

特定入所障害児食費等給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額					

枚中 枚目

原因

事業所からの請求情報のうち、有期有目的（最初の60日）を算定している【明細書】¹のサービス提供年月がサービス開始日等・開始年月日から60日目以前の年月以前ではありません。

前ページの例では、【明細書】の「サービス提供年月」（令和3年4月）が、「サービス開始日等・開始年月日」（令和3年1月1日）から60日目以前の年月以前ではないため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

有期有目的の支援は、入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると認められた障害児について算定するものです。また、退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、入所給付決定を改めて受けた上で算定することが可能です²。

しかしながら、月の途中で退所し、同月中に再入所するケースにおいては、入所日の起算点を再入所日とする機械的判断が行えないことから、当該エラーコードが発生します。

市町村は、利用者のサービス利用の状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

¹ サービス提供年月が平成30年9月以前の場合、「警告」となります。

² 「障害児支援留意事項通知」第三の2（医療型障害児入所施設給付費）の「有期有目的の支援を行う場合の取扱い」を参照。

正常となる例

請求明細書情報（日数情報）

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	サービス開始日等・開始年月日	...
2021.04	991111	9950011111	9900000001	72	2021.3.01	...

請求明細書情報（明細情報）

都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提供年月	サービスコード	...
991111	9950011111	9900000001	2021.04	721371	...

・【明細書】の「サービス提供年月」が「サービス開始日等・開始年月日」の年月から60日目以前の年月

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PK11	受付：有期有目的（最初の60日）の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	日数：サービス開始日等・開始年月日
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号 9 9 1 1 1 1		令和 0 3 年 0 4 月分	
助成自治体番号		指定事業所番号 9 9 5 0 0 1 1 1 1 1	
受給者証番号 9 9 0 0 0 0 0 0 1	請求事業者	事業所	
給付決定保護者氏名 国保 太郎	事業者及びその事業所の名称	地域区分 級地	
給付決定に係る障害児氏名 国保 花子			
利用者負担上限月額 3 7 2 0 0			
利用者負担上限額	指定事業所番号	管理結果	管理結果額
管理事業所	事業所名称		
サービス種別 7 2	開始年月日 令和 0 3 年 0 2 月 1 6 日	終了年月日 令和 年 月 日	利用日数 入院日数
サービス内容	サービスコード	単位数	回数
医児入有期11	7 2 1 3 7 1		1 7
・当該月における算定回数の上 限は16回であるにも関わら ず、17回の請求となっている			
サービス種類	サービス利用日数	日	日
給付単位数	日	日	日
単位数単価	円/単位	円/単位	円/単位
総費用額			
1割相当額			
利用者負担額			
上限月額調整(のり内少ない数)			
調整後利用者負担額			
上限額管理後利用者負担額			
決定利用者負担額			
請求額	給付費		
自治体助成分請求額			
特定入所障害児食費等給付費	算定日数	日数	給付費請求額
			実費算定額
			枚中 枚目

原因

【明細書】¹の「有期有目的（最初の60日）の報酬の「回数」の合計が、サービス開始日等・開始年月日より起算して、当該月にて算定できる上限回数を超過しています。

前ページの例では、【明細書】の「サービス提供年月」（令和3年4月）が、「サービス開始日等・開始年月日」（令和3年2月16日）から60日目の年月ではありますが、当該月における算定回数の上限は16回であるにもかかわらず、17回の請求となっていることから「警告（重度）」となります。

確認の観点

有期有目的の支援は、入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると認められた障害児について算定するものです。また、退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、入所給付決定を改めて受けた上で算定することが可能です²。

しかしながら、月の途中で退所し、同月中に再入所するケースにおいては、入所日の起算点を再入所日とする機械的判断が行えないことから、当該エラーコードが発生します。

市町村は、利用者のサービス利用の状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

¹ サービス提供年月が平成30年9月以前の場合、「警告」となりません。

² 「障害児支援留意事項通知」第三の2（医療型障害児入所施設給付費）の「有期有目的の支援を行う場合の取扱い」を参照。

正常となる例

請求明細書情報（日数情報）

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	サービス開始日等・開始年月日	...
2021.04	991111	9950011111	9900000001	72	2021.2.16	...

請求明細書情報（明細情報）

都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提供年月	サービスコード	回数	...
991111	9950011111	9900000001	2021.04	721371	16	...

・有期有目的（最初の60日）の報酬の「回数」の合計が、当該月における上限回数以内

EE

EF

EG

EH

EL

PA

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

PW

エラーコード	メッセージ
PK12	受付：有期有目的（61～90日目）の報酬を算定する場合、サービス提供年月はサービス開始から61～90日の年月であることが必要です

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	日数：サービス開始日等・開始年月日
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号	9 9 1 1 1 1	令和	0 3	年	0 4	月分
助成自治体番号						
受給者証番号	9 9 0 0 0 0 0 0 1	指定事業所番号	9 9 5 0 0 1 1 1 1 1	請求事業者	事業者及びその事業所の名称	
給付決定保護者氏名	国保 太郎	事業所				
給付決定に係る障害児氏名	国保 花子	地域区分	級地			
利用者負担上限月額	3 7 2 0 0					
利用者負担上限額		指定事業所番号		管理結果	管理結果額	
管理事業所		事業所名称				
サービス種別	7 2	開始年月日	令和 0 2 年 1 2 月 0 1 日	終了年月日	令和 年 月 日	利用日数
		開始年月日	令和 年 月 日	終了年月日	令和 年 月 日	入院日数
サービス内容	7 2 1 3 1 1	サービスコード	7 2 1 3 1 1	単位数	回数	サービス単位数
					2 0	
摘要	医児入有期1					
給付費明細欄	<p>・【明細書】の「サービス提供年月」が、「サービス開始日等・開始年月日」から61日目以降、かつ90日目以前の年月ではない</p>					
サービス種類コード	7 2	経路別障害児入所支費				
サービス利用日数		日		日		日
給付単位数						合計
単位数単価		円/単位		円/単位		円/単位
総費用額						
1割相当額						
利用者負担額						
請求額集計欄	上月請求額(の内少ない数)					
調整後利用者負担額						
上限額管理後利用者負担額						
決定利用者負担額						
請求額	給付費					
自治体助成分請求額						
特定入所障害児食費等給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額		
					枚中	枚目

原因

事業所からの請求情報のうち、有期有目的(61日目から90日目)を算定している【明細書】¹のサービス提供年月がサービス開始日等・開始年月日から61日目以降、かつ90日目以前の年月ではありません。

¹ サービス提供年月が平成30年9月以前の場合、「警告」となりません。

前ページの例では、【明細書】の「サービス提供年月」(令和3年4月)が、「サービス開始日等・開始年月日」(令和2年12月1日)から61日目以降、かつ90日目以前の年月ではないため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

有期有目的の支援は、入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると認められた障害児について算定するものです。また、退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、入所給付決定を改めて受けた上で算定することが可能です²。

² 「障害児支援留意事項通知」第三の2(医療型障害児入所施設給付費)の「有期有目的の支援を行う場合の取扱い」を参照。

しかしながら、月の途中で退所し、同月中に再入所するケースにおいては、入所日の起算点を再入所日とする機械的判断が行えないことから、当該エラーコードが発生します。

市町村は、利用者のサービス利用の状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

請求明細書情報(日数情報)

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	サービス開始日等・開始年月日	...
2021.04	991111	9950011111	9900000001	72	2021.2.01	...

請求明細書情報(明細情報)

都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提供年月	サービスコード	...
991111	9950011111	9900000001	2021.04	721311	...

・【明細書】の「サービス提供年月」が「サービス開始日等・開始年月日」の年月から61日目以降、90日目以前の年月

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PK13	受付：有期有目的（61日目から90日目）の報酬の「回数」の合計がサービス開始年月日より起算した日数を超えています

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	日数：サービス開始日等・開始年月日
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号	9 9 1 1 1 1	令和	0 3	年	0 4	月分
助成自治体番号						
受給者証番号	9 9 0 0 0 0 0 0 0 1	請求事業者	指定事業所番号 9 9 5 0 0 1 1 1 1 1			
給付決定保護者氏名	国保 太郎	事業者及びその事業所の名称	事業所			
給付決定に係る障害児氏名	国保 花子	地域区分	級地			
利用者負担上限月額	3 7 2 0 0					
利用者負担上限額		指定事業所番号		管理結果	管理結果額	
サービス種別	7 2	事業所名称				
開始年月日	令和 0 3 年 0 2 月 1 6 日					
終了年月日	令和 年 月 日					
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要	
医児入有期12	7 2 1 3 1 1		1 5			
・当該月における算定回数の上 限は14回であるにも関わら ず、15回の請求となっている						
サービス種類コード	7 2	サービス利用日数	日	日	日	合計
給付単位数		単位数単価	円/単位	円/単位	円/単位	
総費用額		1割相当額				
利用者負担額		調整後利用者負担額				
上限月額調整（の以内1割）		上限額管理後利用者負担額				
決定利用者負担額		請求額	給付費			
自治体助成分請求額						
特定入所障害児 食費等給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額		
					枚中	枚目

原因

【明細書】¹の有期有目的(61日目から90日目)の報酬の「回数」の合計が、サービス開始日等・開始年月日より起算して、当該月にて算定できる上限回数を超過しています。

前ページの例では、【明細書】の「サービス提供年月」(令和3年4月)が、「サービス開始日等・開始年月日」(令和3年2月16日)から61日目の年月ではありますが、当該月における算定回数の上限は14回であるにもかかわらず、15回の請求となっていることから「警告(重度)」となります。

確認の観点

有期有目的の支援は、入所給付決定にあたり、一定期間の指定入所支援を行うことにより、退所が可能であると認められた障害児について算定するものです。また、退所後、再び有期有目的の支援が必要となった場合には、入所給付決定を改めて受けた上で算定することが可能です²。

しかしながら、月の途中で退所し、同月中に再入所するケースにおいては、入所日の起算点を再入所日とする機械的判断が行えないことから、当該エラーコードが発生します。

市町村は、利用者のサービス利用の状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

¹ サービス提供年月が平成30年9月以前の場合、「警告」となりません。

² 「障害児支援留意事項通知」第三の2(医療型障害児入所施設給付費)の「有期有目的の支援を行う場合の取扱い」を参照。

正常となる例

請求明細書情報(日数情報)

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	サービス開始日等・開始年月日	...
2021.04	991111	9950011111	9900000001	72	2021.2.16	...

請求明細書情報(明細情報)

都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提供年月	サービスコード	回数	...
991111	9950011111	9900000001	2021.04	721311	14	...

・有期有目的(61日目から90日目)の報酬の「回数」の合計が、当該月における上限回数以内

原因

事業所からの請求情報のうち、初回加算を算定している【明細書】の「サービス提供年月」が、「サービス開始日等・開始年月日」の年月と異なっています。

前ページの例では、【明細書】の「サービス提供年月」(令和元年7月)が、「サービス開始日等・開始年月日」(令和元年5月10日)の年月と異なっているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

初回加算は、新規の利用者に対して、サービス提供事業所のサービス提供責任者が、初回の訪問系サービスに同行した場合等に、1月につき所定単位数を加算するものです。

そのため、初回加算を算定している【明細書】の「サービス提供年月」が「サービス開始日等・開始年月日」と異なることは、基本的にはありません。ただし本加算は、利用者が過去6月間に、当該サービス提供事業所等からサービスの提供を受けていない場合に算定されるものとされており²、初回加算が算定できる可能性があります。

市町村は、初回加算にかかるサービスの状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

1 サービス提供年月が平成31年4月以降のものに限ります。

2 「障害児支援留意事項通知」第二・2・(保育所等訪問支援給付費)等の「初回加算の取扱いについて」を参照。

正常となる例

請求明細書情報(日数情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	サービス開始日等・開始年月日
2019.07	991111	9951111111	9999999999	64	2019.07.10

請求明細書情報(明細情報)

市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス提供年月	サービスコード
991111	9951111111	9999999999	2019.07	646020

・【明細書】の「サービス提供年月」が、「サービス開始日等・開始年月日」の年月と等しい

原因

障害児施設台帳の「児童指導員等加配加算の有無」が「2：専門職員」の場合に、【明細書】¹で特別支援加算を算定しています。

前ページの例では、障害児施設台帳（サービス情報）の「児童指導員等加配加算の有無」が「2：専門職員」であり、【明細書】で特別支援加算を算定しているため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

特別支援加算は、児童指導員等加配加算により理学療法士等（保育士を除く）を配置している場合、算定できないこととされています²。ただし、「保育士」を配置しているかどうかをシステムでは判断できないため、市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、障害児施設台帳における「児童指導員等加配加算」にかかる人員配置について確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

障害児施設台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、都道府県に「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を依頼します。

正常となる例

請求明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード
2019.07	991111	9951111111	9999999999	616220

障害児施設台帳（サービス情報）

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	児童指導員等加配加算の有無
9951111111	61	2019.04.01	1:新規	3:児童指導員等

・障害児施設台帳の「児童指導員等加配加算の有無」が「児童指導員等」であり、特別支援加算を設定している

1 サービス提供年月が平成30年10月以降、令和3年3月以前のものに限ります。

2 「障害児支援留意事項通知」第二・2・（児童発達支援給付費）の「特別支援加算の取扱い」を参照。

第1章

はじめに

第2章

審査事務の概要

第3章

国保連合会からの提供資料

第4章

二次審査

第5章

過誤処理

第6章

FAQ
(よくあるエラー)

原因

障害児施設台帳の「児童指導員等加配加算()の有無」が「2：専門職員」の場合に、【明細書】¹で特別支援加算を算定しています。

前ページの例では、障害児施設台帳(サービス情報)の「児童指導員等加配加算()の有無」が「2：専門職員」であり、【明細書】で特別支援加算を算定しているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

特別支援加算は、児童指導員等加配加算により理学療法士等(保育士を除く)を配置している場合、算定できないこととされています²。ただし、「保育士」を配置しているかどうかをシステムでは判断できないため、市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、障害児施設台帳における「児童指導員等加配加算()」にかかる人員配置について確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

障害児施設台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、都道府県に「異動/訂正連絡票情報」の作成と送信を依頼します。

正常となる例

請求明細書情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード
2019.07	991111	9951111111	9999999999	616220

障害児施設台帳(サービス情報)

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	児童指導員等加配加算()の有無
9951111111	61	2019.04.01	1:新規	3:児童指導員等

・障害児施設台帳の「児童指導員等加配加算()の有無」が「児童指導員等」であり、特別支援加算を設定している

¹ サービス提供年月が平成30年10月以降、令和3年3月以前のものに限ります。

² 「障害児支援留意事項通知」第二・2・(児童発達支援給付費)の「特別支援加算の取扱い」を参照。

第1章

はじめに

第2章

審査事務の概要

第3章

国保連合会からの提供資料

第4章

二次審査

第5章

過誤処理

第6章

FAQ
(よくあるエラー)

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PK20	受付：障害児施設台帳の「看護職員加配加算の有無」が「無し」以外の場合に、医療連携体制加算が算定されています

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	明細：サービスコード
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号 9 9 1 1 1 1 1		令和 0 1 年 0 7 月 分	
助成自治体番号		指定事業所番号 9 9 5 1 1 1 1 1 1 1	
受給者証番号 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 給付決定保護者氏名 受給 太郎 給付決定に係る障害児氏名 受給 花子	請求事業者	〇〇事業所	
利用者負担上限月額 ① 〇 〇 〇 〇 〇		地域区分	〇級地
利用者負担上限額管理事業所	指定事業所番号	管理結果	管理結果額
サービス種類 6 1	令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	〇 〇 〇 〇

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
児発1	6 1 1 1 1 1 1	〇 〇 〇 〇	〇	〇 〇 〇 〇	
児発看護職員加配加算1	6 1 4 1 0 0	〇 〇 〇 〇	〇	〇 〇 〇 〇	
児発医療連携体制加算1	6 1 6 2 3 0	〇 〇 〇 〇	〇	〇 〇 〇 〇	

障害児施設台帳（サービス情報）

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	看護職員加配加算の有無
995111111	61	2019.04.01	1:新規	2:

・ 障害児施設台帳の「看護職員加配加算の有無」が「無し」以外の場合に、医療連携体制加算を算定している

サービス種類コード 6 1	サービス利用日数	給付単位数	単位数単価	総費用額	1割相当額	利用者負担額②	上限月額調整①②の内少ない分	調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	決定利用者負担額	請求額	給付費	自治体助成分請求額

特定入所障害児食費等給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額	枚中	枚目

原因

障害児施設台帳の「看護職員加配加算の有無」が「1：無し」以外の場合に、【明細書】¹で医療連携体制加算を算定しています。

前ページの例では、障害児施設台帳の「看護職員加配加算の有無」が「2： 」であり、【明細書】の「サービスコード」に医療連携体制加算を設定しているため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

医療連携体制加算は、看護職員加配加算を算定している場合、算定できないこととされています²。ただし、同日に併給しているかどうかをシステムでは判断できないため、市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、看護職員加配加算及び医療連携体制加算にかかる算定状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

請求明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード
2019.07	991111	9951111111	9999999999	616230

障害児施設台帳（サービス情報）

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	看護職員加配加算の有無
9951111111	61	2019.04.01	1:新規	1:無し

・障害児施設台帳の「看護職員加配加算の有無」が「1：無し」の場合に、【明細書】で医療連携体制加算を設定している

1 サービス提供年月が平成30年10月以降、令和3年3月以前ののものに限ります。

2 「障害児支援留意事項通知」第二・2・（児童発達支援給付費）の「医療連携体制加算の取扱い」を参照。

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PK21	受付：障害児施設台帳の「看護職員加配加算（重度）の有無」が「無し」以外の場合に、医療連携体制加算が算定されています

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	明細：サービスコード
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号	9 9 1 1 1 1	令和	0 1	年	0 7	月	分
助成自治体番号							

受給者証番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	請求事業者	指定事業所番号	9 9 5 1 1 1 1 1 1 1
給付決定保護者氏名	受給 太郎	事業者及びその事業所の名称	〇〇事業所	
給付決定に係る障害児氏名	受給 花子	地域区分	〇級地	

利用者負担上限月額 ① 〇 〇 〇 〇 〇

利用者負担上限額	指定事業所番号	管理結果	管理結果額
管理事業所	事業所名称		

サービス種別	6 1	開始年月日	令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日	終了年月日	令和 年 月 日	利用日数	〇	入院日数	〇
		開始年月日	令和 年 月 日	終了年月日	令和 年 月 日	利用日数		入院日数	

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
児発12	6 1 1 1 1 1	〇	〇	〇	
児発看護職員加配加算1・12	6 1 4 1 1 1	〇	〇	〇	
児発医療連携体制加算1	6 1 6 2 3 0				

障害児施設台帳（サービス情報）

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	看護職員加配加算（重度）の有無
995111111	61	2019.04.01	1:新規	2:

・障害児施設台帳の「看護職員加配加算（重度）の有無」が「無し」以外の場合に、医療連携体制加算を算定している

サービス種別	サービスコード	給付単位数	単位数単価	総費用額	1割相当額	利用者負担額②	上限月額調整①②の内少ない額	調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	決定利用者負担額	請求額	給付費	自治体助成分請求額
			円/単位	円	円	円		円	円	円	円	円	円

特定入所障害児食費等給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額

枚中 枚目

原因

障害児施設台帳の「看護職員加配加算（重度）の有無」が「1：無し」以外の場合に、【明細書】¹で医療連携体制加算を算定しています。

前ページの例では、障害児施設台帳の「看護職員加配加算（重度）の有無」が「2：」であり、【明細書】の「サービスコード」に医療連携体制加算を設定しているため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

医療連携体制加算は、看護職員加配加算を算定している場合、算定できないこととされています²。ただし、同日に併給しているかどうかをシステムでは判断できないため、市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、看護職員加配加算及び医療連携体制加算にかかる算定状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

請求明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード
2019.07	991111	9951111111	9999999999	616230

障害児施設台帳（サービス情報）

事業所番号	サービス種類コード	異動年月日	異動区分	看護職員加配加算（重度）の有無
9951111111	61	2019.04.01	1:新規	1:無し

・障害児施設台帳の「看護職員加配加算（重度）の有無」が「1：無し」の場合に、【明細書】で医療連携体制加算を設定している

1 サービス提供年月が平成31年4月以降のものに限ります。

2 「障害児支援留意事項通知」第二・2・（児童発達支援給付費）の「医療連携体制加算の取扱い」を参照。

原因

障害児支援受給者台帳（基本情報）の「無償化対象区分」が「対象」の場合に、【明細書】¹で利用者負担上限額管理加算を算定しています。

前ページの例では、障害児支援受給者台帳（基本情報）の「無償化対象区分」が「2：対象」であるため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

市町村は、障害児支援受給者台帳（基本情報）における「無償化対象区分」の登録内容を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

障害児支援受給者台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、「異動／訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会に送信します。

正常となる例

請求明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	...
2021.04	991111	9951111111	9999999999	615370	...

障害児支援受給者台帳（基本情報）

証記載都道府県等番号	受給者証番号	異動年月日	異動区分	利用者負担上限月額	上限額管理有無
991111	9999999999	2021.04.01	1:新規	37,200	2:有り

上限額管理事業所番号	上限額管理有効期間（開始年月日）	上限額管理有効期間（終了年月日）	無償化対象区分	...
9951111111	2021.04.01	2022.03.31	1:対象外	...

- ・利用者負担上限額管理加算が算定されている場合に、障害児支援受給者台帳（基本情報）の「無償化対象区分」が「1：対象外」と設定している

¹ サービス提供年月が令和元年10月以降のものに限ります。

EE

EF

EG

EH

EL

PA

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

PW

エラーコード	メッセージ
PK43	受付：個別サポート加算（ ）が算定されています（当該加算の算定可能な児童であるか確認が必要です）

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	明細：サービスコード
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

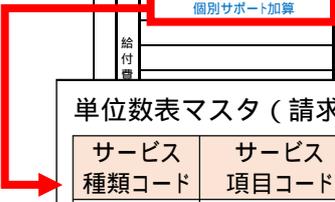
警告（重度）となる例

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号	9 9 0 0 0 1	令和	4	年	1	月分	
助成自治体番号							
指定事業所番号	9 9 5 1 1 1 1 1 1 1	請求事業者	事業者及びその事業所の名称				事業所
受給者証番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	給付決定保護者氏名	国保 太郎				
		給付決定に係る障害児氏名	国保 花子				
利用者負担上限月額	9 3 0 0	地域区分	級地				
利用者負担上限額		指定事業所番号		管理結果		管理結果額	
管理事業所		事業所名称					
サービス種別	6 1	開始年月日	令和 3 年 4 月 1 日	終了年月日	令和 年 月 日		
		開始年月日	令和 年 月 日	終了年月日	令和 年 月 日		

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
個別サポート加算	6 7 6 3	1 2 5 1	1 0	1 0

・個別サポート加算（ ）が算定されている



単位数表マスタ（請求）

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	サポート加算	...
61	6763	2021.04.01	-	611000	2:該当	...

サービス利用日数	1 0 日								
給付単位数									
単位数単価		円/単位		円/単位		円/単位		円/単位	
総費用額									
1割相当額									
利用者負担額									
上限月額調整(のり少ない数)									
調整後利用者負担額									
上限額管理後利用者負担額									
決定利用者負担額									
請求額	給付費								
自治体助成分請求額									

特定入所障害児食費等給付費	算定日額	日数	給付費請求額	実費算定額					

原因

【明細書】¹で個別サポート加算()を算定しています。
前ページの例では、個別サポート加算()を算定しているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

市町村は、対象の障害児が当該加算の算定可能な児童であるか確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

¹ サービス提供年月が令和元年10月以降のものに限ります。

第1章

はじめに

第2章

審査事務の概要

第3章

国保連合会からの提供資料

第4章

二次審査

第5章

過誤処理

第6章

FAQ
(よくあるエラー)

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PK49	資格：障害児支援受給者台帳の「多子軽減対象区分」が「第3子以降軽減対象児童」の場合に、利用者負担上限額管理加算が算定されています

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	明細：サービスコード
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

障害児通所給付費・入所給付費等明細書

都道府県等番号	9 9 0 0 0 1	令和	5	年	5	月分	
助成自治体番号							
指定事業所番号	9 9 5 1 1 1 1 1 1 1						
受給者証番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	請求 事業者	事業者及び その事業所 の名称				事業所
給付決定保護者 氏名	国保 太郎	地域区分	級地				
給付決定に係る 障害児氏名	国保 花子						
利用者負担上限月額	9 3 0 0						
利用者負担上限額 管理事業所	指定事業所番号	9 9 5 1 1 1 1 1 1 1	管理結果	1	管理		
	事業所名称	事業所					
サービス 種類	開始年月日	令和 5 年 4 月 1 日	終了年月日	令和 年 月 日	開始年月日	令和 年 月 日	
	サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数		
	上限額管理加算			2 0			
				1			
				1			
				1			

・利用者負担上限額管理加算を算定しているが、障害児支援受給者台帳（基本情報）の「多子軽減対象区分」が「2:第3子以降軽減対象児童」となっている

障害児通所給付費・入所給付費等明細書（明細情報）						
サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード
2023.05	990001	995111111	999999999	615370

障害児支援受給者台帳（基本情報）						
証記載都道府県等番号	受給者証番号	上限額管理有無	上限額管理事業所番号	上限額管理有効期間（開始年月日）	上限額管理有効期間（終了年月日）	多子軽減対象区分
991111	999999999	2:有り	995111111	2023.04.01	2024.03.31	2:第3子以降軽減対象児童

原因

障害児支援受給者台帳(基本情報)の「多子軽減対象区分」が「2：第3子以降軽減対象児童」の場合に、【明細書】¹で利用者負担上限額管理加算を算定しています。

前ページの例では、障害児支援受給者台帳(基本情報)の「多子軽減対象区分」が「2：第3子以降軽減対象児童」であるため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

市町村は、障害児支援受給者台帳(基本情報)における「多子軽減対象区分」の登録内容を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

障害児支援受給者台帳の誤りの場合は、当月は「支払」とします。次月に向けて、「異動/訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会に送信します。

正常となる例

請求明細書情報(明細情報)

サービス提供年月	都道府県等番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	...
2023.05	991111	9951111111	9999999999	615370	...

障害児支援受給者台帳(基本情報)

証記載都道府県等番号	受給者証番号	上限額管理有無	上限額管理事業所番号	上限額管理有効期間(開始年月日)	上限額管理有効期間(終了年月日)	多子軽減対象区分	...
991111	9999999999	2:有り	9951111111	2023.04.01	2024.03.31	1:対象外	...

- ・利用者負担上限額管理加算が算定されている場合に、障害児支援受給者台帳(基本情報)の「多子軽減対象区分」が「2：第3子以降軽減対象児童」以外を設定している

¹ サービス提供年月が令和5年5月以降のものに限ります。

第1章

はじめに

第2章

審査事務の概要

第3章

国保連合会からの提供資料

第4章

二次審査

第5章

過誤処理

第6章

FAQ
(よくあるエラー)

原因

既に支払済である【明細書】¹を含めた同一サービス提供年月のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が、受給者台帳の「決定支給量」を超えています。

¹ サービス提供年月が平成30年10月以降のものに限ります。

前ページの例では、「サービス提供量」の合計が80時間、「契約支給量」の合計が80時間となっており、それぞれ「決定支給量」の40時間を超えているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

サービスは決定した支給量の範囲内で行われることが原則ですが、これは複数の事業所が関係する請求であり、どちらの【明細書】が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、決定支給量の確認や、サービス提供の状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

請求明細書情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数
2019.07	991111	9910011111	9900000002	111139	5
2019.07	991111	9910022222	9900000002	111139	5

・複数の【明細書】から得た「サービス提供量」の合計及び「契約支給量」の合計が、受給者台帳の「決定支給量」以下である

単位数表マスタ(請求)

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	サービス提供時間数
11	1139	2018.04.01	-	111000	4.0

$(5 \times 4) + (5 \times 4) = 40$

請求明細書情報(契約情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	決定サービスコード	契約支給量
2019.07	991111	9910011111	9900000002	111000	20.0
2019.07	991111	9910022222	9900000002	111000	20.0

$20 + 20 = 40$

受給者台帳(支給決定情報)

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	決定支給量	支給量単位区分
991111	9900000002	111000	40.0	1:時間

原因

既に支払済である【明細書】¹を含めた同一サービス提供年月の「サービス提供量」の合計が、受給者台帳の「決定支給量」を超えており、かつ同一サービス提供年月の「契約支給量」の合計が「決定支給量」以下であり、かつ当月に受け付けた【明細書】の「サービス提供量」が「契約支給量」を超えています。

¹ サービス提供年月が平成30年10月以降のものに限ります。

前ページの例では、「サービス提供量」の合計（80時間）が「決定支給量」（60時間）を超えています。また、「契約支給量」の合計（40時間）が「決定支給量」（60時間）以下であり、当月に受け付けた【明細書】の「サービス提供量」（40時間）が「契約支給量」（20時間）を超えているため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

サービスは決定した支給量の範囲内で行われることが原則ですが、これは複数の事業所が関係する請求であり、どちらの【明細書】が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告（重度）」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、決定支給量の確認や、サービス提供の状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

請求明細書情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数
2019.07	991111	9910011111	9900000002	111139	5
2019.07	991111	9910022222	9900000002	111139	5

単位数表マスタ(請求)

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	サービス提供時間数
11	1139	2018.04.01	-	111000	4.0

$$(5 \times 4) + (5 \times 4) = 40$$

請求明細書情報(契約情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	決定サービスコード	契約支給量
2019.07	991111	9910011111	9900000002	111000	20.0
2019.07	991111	9910022222	9900000002	111000	20.0

$$20 + 20 = 40$$

受給者台帳(支給決定情報)

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	決定支給量	支給量単位区分
991111	9900000001	111000	40.0	1:時間

・複数の【明細書】から得た「サービス提供量」の合計及び「契約支給量」の合計が、受給者台帳の「決定支給量」以下である

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PP06	支給量：請求明細書のサービス提供量の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えており、かつサービス提供量は「契約支給量」を超えていません

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	契約：契約支給量
	【実績記録票】	-
【上限額管理結果票】	-	

警告（重度）となる例

サービス提供翌月受付（支払済）

サービス提供翌々月受付

介護給付費・訓練等給付費等明細書

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号 9911111111111111 令和01年07月分

助成自治体番号 1111111111111111

支給決定障害者等氏名 受給 太郎

請求事業番号 9910001111111111 A事業所

地域区分 ○級地

利用者負担上限月額 ○○○○ 就労継続支援A型減免対象者

指定事業所番号 9910001111111111 管理結果 管理結果額 ○○○○

サービス内容 身体日中4.0

サービスコード 1111139

単位数 10

回数 10

サービス単位数 10

介護給付費・訓練等給付費等明細書

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助）

市町村番号 9911111111111111 令和01年07月分

助成自治体番号 1111111111111111

支給決定障害者等氏名 受給 太郎

請求事業番号 9910002222222222 B事業所

地域区分 ○級地

利用者負担上限月額 ○○○○ 就労継続支援A型減免対象者

指定事業所番号 9910002222222222 管理結果 管理結果額 ○○○○

サービス内容 身体日中4.0

サービスコード 1111139

単位数 10

回数 10

サービス単位数 10

・複数の【明細書】から得たサービス提供量の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えている。かつ、サービス提供量が「契約支給量」を超えていない

$(4 \text{ 時間} \times 10 \text{ 回}) + (4 \text{ 時間} \times 10 \text{ 回}) = 80 \text{ 時間}$

受給者台帳（支給決定情報）

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	異動年月日	異動区分	訂正年月日	訂正区分
991111	990000001	111000	2010.04.01	1:新規	-	-

証記載市町村番号	決定支給量	支給量単位区分	決定支給期間(開始年月日)	決定支給期間(終了年月日)
991111	75.0	1:時間	2019.04.01	2019.09.30

$20 \text{ 時間} + 50 \text{ 時間} = 70 \text{ 時間}$

介護給付費等明細書情報（契約情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	決定サービスコード	契約支給量
2019.07	991111	9910011111	9900000002	111000	20.0
2019.07	991111	9910022222	9900000002	111000	50.0

原因

既に支払済である【明細書】¹を含めた同一サービス提供年月の「サービス提供量」の合計が、受給者台帳の「決定支給量」を超えており、かつ同一サービス提供年月の「契約支給量」の合計が「決定支給量」以下であり、かつ当月に受け付けた【明細書】の「サービス提供量」が「契約支給量」を超えています。

前ページの例では、「サービス提供量」の合計（80時間）が「決定支給量」（60時間）を超えています。また、「契約支給量」の合計（40時間）が「決定支給量」（75時間）以下であり、当月に受け付けた【明細書】の「サービス提供量」（40時間）が「契約支給量」（50時間）以下のため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

サービスは決定した支給量の範囲内で行われることが原則ですが、これは複数の事業所が関係する請求であり、どちらの【明細書】が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告（重度）」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、決定支給量の確認や、サービス提供の状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

請求明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数
2019.07	991111	9910011111	9900000002	111139	5
2019.07	991111	9910022222	9900000002	111139	5

単位数表マスタ（請求）

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	サービス提供時間数
11	1139	2018.04.01	-	111000	4.0

請求明細書情報（契約情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	決定サービスコード	契約支給量
2019.07	991111	9910011111	9900000002	111000	20.0
2019.07	991111	9910022222	9900000002	111000	20.0

受給者台帳（支給決定情報）

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	決定支給量	支給量単位区分
991111	9900000001	111000	40.0	1:時間

¹ サービス提供年月が平成31年4月以降のものに限ります。

・複数の【明細書】から得た「サービス提供量」の合計及び「契約支給量」の合計が、受給者台帳の「決定支給量」以下である

$$(5 \times 4) + (5 \times 4) = 40$$

$$20 + 20 = 40$$

原因

【明細書】の「利用日数管理票・対象期間（開始）」から「利用日数管理票・対象期間（終了）」までの期間に該当する既に支払済である【明細書】を含めた「回数の合計」が、【明細書】の「利用日数管理票・対象期間（開始）」から「利用日数管理票・対象期間（終了）」までの期間に該当する受給者台帳の決定支給期間内の「原則日数の総和」¹を超えています。

前ページの例では、「回数」の合計（45日）が「原則日数の総和」（43日）を超えているため、「警告（重度）」²となります。

確認の観点

サービスは「原則の日数」の範囲内で行われることが原則ですが、「利用日数特例」³により「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、都道府県知事に届け出ることにより、当該事業者等が特定する3か月以上1年以内の期間において、利用日数の合計が「原則日数」の総和の範囲内であれば利用することができますが、「原則日数」の総和は、利用日数特例対象期間のうち、支給決定されている期間が対象となるため、【明細書】が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告（重度）」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、利用日数特例対象期間の確認や、支給決定期間の確認や、サービス提供の状況についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

請求明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数
2021.02	991111	9910011111	9900000001	221111	20
2021.03	991111	9910011111	9900000001	221111	23

請求明細書情報（集計情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	利用日数管理	
					対象期間（開始）	対象期間（終了）
2021.02	991111	9910011111	9900000002	22	2021.02	2021.04
2021.03	991111	9910022222	9900000002	22	2021.02	2021.04

受給者台帳（支給決定情報）

市町村番号	受給者証番号	決定サービスコード	決定支給量	支給量単位区分	決定支給期間（開始年月日）	決定支給期間（終了年月日）
991111	9900000001	221000	-	2:日数	2021.01.01	2021.03.31

1 各月の日数から8日を控除した日数の合計（受給者台帳の「決定支給量」が設定されている場合は、「決定支給量」の合計）

2 サービス提供年月が令和2年3月以前の場合は「警告」となります。

3 「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（平成18年9月28日付障総発0928001号厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部障害福祉課長通知）を参照。

$20 + 23 = 43$

・複数の【明細書】から得たサービス提供量（利用日数）が利用日数管理票の「原則日数」の総和以下である

$2021年2月(28 - 8) + 2021年3月(31 - 8) = 43日$

原因

【明細書】¹の「特定障害者特別給付費²・実費算定額」が【実績記録票】の「実費合計額(円)」と異なっています。

前ページの例では、【明細書】の「特定障害者特別給付費・実費算定額」(45,000円)が、【実績記録票】の「実費合計額(円)」(39,000円)と異なっているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

補足給付(特定障害者特別給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費)について、【明細書】の「実費算定額」には、現に要した実費の額(補足給付前の額)を記載することとされています³。このため、通常は「実費算定額」と【実績記録票】の「実費合計額」は一致します。ただし、外部の日中活動サービスを利用する施設入所支援利用者に係る「給付費請求額」が当該入所施設における実費算定額を上回る場合は、当該入所施設は日中活動サービス事業者における昼食に係る実費算定額を合算した額を記載することとなっているため、市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、「実費算定額」及び「実費合計額(円)」の状況について、サービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

請求明細書情報(集計情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	特定障害者特別給付費・実費算定額
2019.07	991111	9910011111	9900000001	32	45,000

実績記録票情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	実費算定の合計・実費合計額(円)
2019.07	991111	9910011111	9900000001	0901	45,000

・【明細書】の「特定障害者特別給付費・実費算定額」が【実績記録票】の「実費合計額(円)」と等しい

1 サービス提供年月が平成30年10月以降、令和2年3月以前のものに限ります。

2 障害児支援の場合は、「特定入所障害児食費等給付費」。

3 「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)」(厚生労働省障害福祉課事務連絡)第7・2・(9)「特定障害者特別給付費」を参照。

第4章 二次審査

EE

EF

EG

EH

EL

PA

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

PW

エラーコード	メッセージ
PP51	支給量：請求明細書の特定障害者特別給付費の「給付費請求額」の合計が助成上限額（10,000円）を超えています

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	集計：特定障害者特別給付費・給付費請求額
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

(様式第三)

訓練等給付費等明細書
(共同生活援助)

市町村番号 9 9 1 1 1 1
助成自治体番号 9 9 1 1 1 1

令 (様式第三)

受給者証番号 9 9 0 0 0 0 0 0 1
支給決定障害者等氏名 受給 太郎
支給決定に係る障害児氏名

指定事業所番号 9 9 2
事業者及びその事業所の名称
地域区分

利用者負担上限額 ① 〇 〇 〇 〇 〇

障害支援区分 6

利用者負担上限額 指定事業所番号 管理事業所 事業所名称 管理結果

サービス種類 3 3 開始年月日 平成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 終了年月日 平成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位
生活援助 I 6	3 3 1 1 2 1	6 6 1	3 1 2 0 4 9 1	

日中介護等支援加算額 日中活動先事業所 指定事業所番号 当該事業所 事業所名称

サービス種類コード	サービス利用日数	給付単位数	単位数単価	総費用額	1割相当額	利用者負担額②	調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	決定利用者負担額	請求額	給付費	自治体助成分請求額
3 3 共同生活援助	〇 〇 日	〇 〇 〇 〇	円/単位	円/単位								
合計												

特定障害者特別給付費
給付費請求額 1 0 0 0 0 0 2 0 0

10,000 (円) + 10,000 (円) = 20,000 (円)

市町村番号 9 9 1 1 1 1
助成自治体番号 9 9 1 1 1 1

令和 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

受給者証番号 9 9 0 0 0 0 0 0 1
支給決定障害者等氏名 受給 太郎
支給決定に係る障害児氏名

指定事業所番号 9 9 2 0 0 2 2 2 2
事業者及びその事業所の名称 B事業所
地域区分 〇 級地

利用者負担上限額 ① 〇 〇 〇 〇 〇

障害支援区分 6

利用者負担上限額 指定事業所番号 管理事業所 事業所名称 管理結果

サービス種類 3 3 開始年月日 平成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日 終了年月日 平成 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位	概要
生活援助 I 6	3 3 1 1 2 1	6 6 1	3 1 2 0 4 9 1		

日中介護等支援加算額 日中活動先事業所 指定事業所番号 当該事業所への通所日数 事業所名称

サービス種類コード	サービス利用日数	給付単位数	単位数単価	総費用額	1割相当額	利用者負担額②	調整後利用者負担額	上限額管理後利用者負担額	決定利用者負担額	請求額	給付費	自治体助成分請求額
3 3 共同生活援助	〇 〇 日	〇 〇 〇 〇	円/単位	円/単位								
合計												

特定障害者特別給付費
給付費請求額 1 0 0 0 0 0 2 0 0 0 0

特定障害者特別給付費
給付費請求額 1 0 0 0 0 0 2 0 0 0 0
実費算定額

・複数の【明細書】の「特定障害者特別給付費・給付費請求額」の合計が、助成上限額（10,000円）より大きい

原因

複数の【明細書】¹から得られた「特定障害者特別給付費・給付費請求額」の合計が、助成上限額（10,000円）を超えています。

前ページの例では、【明細書】の「特定障害者特別給付費・給付費請求額」の合計が20,000円となっているため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

共同生活援助を受けた障害者の補足給付（特定障害者特別給付費）の上限額は10,000円とされています²。このため、同月に複数のサービス提供事業所においてサービスが提供された場合は、「給付費請求額」の合計が10,000円を超えることがないように事業所間で調整される必要があると考えられます。

市町村は、「給付費請求額」の状況について、サービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

請求明細書情報（集計情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	請求額集計欄 集計欄分類番号	特定障害者特別給付費	
						給付費請求額	実費算定額
2018.10	991111	9920011111	9900000001	31	1	5,000	20,000

$$5,000 (\text{円}) + 5,000 (\text{円}) = 10,000 (\text{円})$$

請求明細書情報（集計情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード	請求額集計欄 集計欄分類番号	特定障害者特別給付費	
						給付費請求額	実費算定額
2018.10	991111	9920022222	9900000001	31	1	5,000	20,000

・複数の【明細書】の「特定障害者特別給付費・給付費請求額」の合計が、助成上限額（10,000円）以下である

1 サービス提供年月が平成30年10月以降のものに限ります。

2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第21条第1項第二号の規定に基づき居住費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額」（平成23年厚生労働省告示第354号）を参照。

原因

地域移行支援の【明細書】¹における地域移行体験宿泊加算の「回数」の合計が、【実績記録票】における「サービス提供の状況」の宿泊体験の合計と異なっています。

前ページの例では、【明細書】の地域移行体験宿泊加算の「回数」が6と設定されています。これに対し、【実績記録票】では、「サービス提供の状況」により宿泊体験は16日から20日までの合計5日となっているため、「警告(重度)」となります²。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、【明細書】と【実績記録票】との間で、宿泊体験の回数の合計が異なるために発生しています。国保連合会では、どちらが正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

¹ サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

² 地域移行支援における障害福祉サービスの体験宿泊加算()は、体験的な宿泊支援を提供した場合に、15日を限度として1日につき加算します。

正常となる例

地域移行支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	サービス提供の状況
2018.04	991111	9930011111	9900000001	19	3:体験宿泊
2018.04	991111	9930011111	9900000001	20	2:体験宿泊
2018.04	991111	9930011111	9900000001	21	1:体験利用
2018.04	991111	9930011111	9900000001	22	2:体験宿泊
2018.04	991111	9930011111	9900000001	23	1:体験利用

明細書情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数
2018.04	991111	9930011111	9900000001	537595	2

単位数表マスタ(請求)

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	体験利用種別
53	7595	2018.04.01	-	531000	2:体験宿泊加算

・【明細書】における地域移行体験宿泊加算の「回数」が【実績記録票】の「サービス提供の状況」の体験宿泊の合計と等しい

EE

EF

EG

EH

EL

PA

PB

PC

PJ

PK

PP

PQ

PR

PS

PT

PU

PW

エラーコード	メッセージ
PP54	支給量：請求明細書の地域移行体験宿泊加算 の「回数」の合計が実績記録票の地域移行体験宿泊加算 の算定回数の合計と一致していません

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	明細：回数
	【実績記録票】	明細
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

地域相談支援給付費明細書

市町村番号 9 9 1 1 1 1 1 1 平成 3 0 年 0 4 月 分

受給者証番号 9 9 0 0 0 0 0 0 0 1 支給決定障害者氏名 国保 太郎

指定事業所番号 9 9 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 請求事業者 事業者及びその事業所の名称 ○○事業所

地域区分 一級地

サービス種別	サービスコード	サービス内容	サービス利用日数	単位数	回数	サービス単位数	摘要
地域移行Ⅰ	5 3 1 1 1 1	地域移行Ⅰ	1	1	1	1	
地域移行初回加算	5 3 6 0 2 0	地域移行初回加算	1	1	1	1	
地域移行退院・退所月加算	5 3 7 5 8 5	地域移行退院・退所月加算	1	1	1	1	
地域移行体験利用加算Ⅰ	5 3 7 5 9 0	地域移行体験利用加算Ⅰ	1	1	1	1	
地域移行体験宿泊加算Ⅰ	5 3 7 6 0 0	地域移行体験宿泊加算Ⅰ	1	1	1	1	
地域移行体験宿泊加算Ⅱ	5 3 7 6 0 0	地域移行体験宿泊加算Ⅱ	1	1	1	1	

合計

平成 30 年 4 月 分 地域移行支援提供実績記録票

受給者証番号 9 9 0 0 0 0 0 0 0 1 支給決定障害者氏名 国保 太郎 事業所番号 9 9 0 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 事業者及びその事業所 ○○事業所

日付	曜日	支援実績		利用者確認印	備考
		算定日数	サービス提供の状況		
2	月	1			訪問相談
3	火	1	体験利用Ⅰ		同行支援
4	水	1	体験利用Ⅰ		同行支援
5	木	1	体験利用Ⅰ		同行支援
6	金	1	体験利用Ⅰ		同行支援
9	月	1			訪問相談
10	火	1	体験宿泊Ⅱ		
11	水	1	体験宿泊Ⅱ		
12	木	1	体験宿泊Ⅱ		
13	金	1	体験宿泊Ⅱ		
14	土	1	体験宿泊Ⅱ		
15	日	1	体験宿泊Ⅱ		
16	月	1	体験宿泊Ⅰ		
17	火	1	体験宿泊Ⅰ		
18	水	1	体験宿泊Ⅰ		
19	木	1	体験宿泊Ⅰ		
20	金	1	体験宿泊Ⅰ		訪問相談
合計		17日		1回	

・【明細書】における地域移行体験宿泊加算 の「回数」が【実績記録票】の「サービス提供の状況」の体験宿泊 の合計と異なる

原因

地域移行支援の【明細書】¹における地域移行体験宿泊加算の「回数」の合計が、【実績記録票】における「サービス提供の状況」の宿泊体験の合計と異なっています。

前ページの例では、【明細書】の地域移行体験宿泊加算の「回数」が7と設定されています。これに対し、【実績記録票】では、「サービス提供の状況」により宿泊体験は10日から15日までの合計6日となっているため、「警告(重度)」となります²。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、【明細書】と【実績記録票】との間で、宿泊体験の回数の合計が異なるために発生しています。国保連合会では、どちらが正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

¹ サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

² 地域移行支援における障害福祉サービスの体験宿泊加算()は、体験的な宿泊支援を提供し、夜間・深夜に必要な見守り等の支援を行った場合に、15日を限度として1日につき加算しません。

正常となる例

地域移行支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	サービス提供の状況
2018.04	991111	9930011111	9900000001	19	3:体験宿泊
2018.04	991111	9930011111	9900000001	20	2:体験宿泊
2018.04	991111	9930011111	9900000001	21	1:体験利用
2018.04	991111	9930011111	9900000001	22	2:体験宿泊
2018.04	991111	9930011111	9900000001	23	3:体験宿泊

明細書情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数
2018.04	991111	9930011111	9900000001	537600	2

単位数表マスタ(請求)

サービス種類コード	サービス項目コード	適用開始年月日	適用終了年月日	支給決定サービスコード	体験利用種別
53	7600	2018.04.01	-	531000	3:体験宿泊加算

・【明細書】における地域移行体験宿泊加算の「回数」が【実績記録票】の「サービス提供の状況」の体験宿泊の合計と等しい

原因

共同生活援助における入所系サービス部分の【実績記録票】¹において、サービス提供の状況が「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」のいずれかである日に、外部サービスを利用した訪問系サービス部分（受託居宅介護サービス）を実施した【実績記録票】が存在しています。

¹ サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

前ページの例では、事業所の共同生活援助における入所系サービス部分の【実績記録票】において平成30年4月16日に入院している入居者に対し、外部サービスを利用した訪問系サービス部分の【実績記録票】により受託居宅介護サービスが実施されているため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

この「警告（重度）」の理由は、上記の通り、外部サービス利用型の共同生活援助において、入所系のサービスの【実績記録票】において入院・外泊を行っている間に、訪問系サービスの【実績記録票】によりサービスが実施されているために発生しています。

一般的には入院・外泊期間中に「受託居宅介護サービス費」を算定することはないものと考えられます。

市町村は「サービス提供の状況」等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	サービス提供の状況
2018.04	991111	9921111111	9999999999	1801	16	2

共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-2）（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付
2018.04	991111	9921111111	9999999999	1802	17

・入所系のサービスの【実績記録票】において「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」中のいずれにも、訪問系サービス（受託居宅介護サービス）が提供されていない

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PP73	支給量：上限額管理事業所における上限額管理結果票の「総費用額」が請求明細書の「総費用額」と一致していません

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	明細：総費用額
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	明細：総費用額

警告（重度）となる例

利用者負担上限額管理結果票

令和 4 年 1 0 月分

市町村番号	9 9 1 1 1 1	指定事業所番号	9 9 1 0 0 1 1 1 1 1
受給者証番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	管理事業者	事業所及びその事業所の名称
支給決定障害者等氏名	国保 太郎	請求事業	事業所
支給決定に係る障害児氏名		地域区分	一級地
利用者負担上限月額	9 3 0 0	就労継続支援A型事業者負担免除措置実施	無し
利用者負担上限額管理結果	1	利用者負担上限額	9 3 0 0

1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事
2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下

項番	1	2
事業所番号	9910011111	9910022222
事業所名称	事業所	× 事業所
総費用額	1 0 7 3 6 4	0
利用者負担額	9 3 0 0	0
管理結果後利用者負担額	9 3 0 0	0

上記内容について確認しました
令和 年 月 日 支給

・請求額集計欄合計 総費用額が利用者負担上限額管理結果票情報の利用者負担額集計・調整欄 総費用額と異なる

サービス種類	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要
生活介護	2 2 2 0 1	4 7 6	1 9	9 0 4 4	
生活処遇改善加算	2 2 6 7 1 5	3 9 8	1	3 9 8	
生介特定処遇改善加算	2 2 6 7 7 2	1 2 7	1	1 2 7	

サービス種類コード	サービス利用日数	合計
2 2 生活介護	1 9	
総費用額	1 0	1 0 7 3 6 4
1割相当額	1 0 7 3 6 6	
利用者負担額	1 0 7 3 6 6	
上限月額調整(のり少額)	9 3 0 0	
A型減免		
調整後利用者負担額		
上限額管理後利用者負担額	9 3 0 0	
決定利用者負担額	9 3 0 0	
請求額	9 8 0 6 4	
給付費		
自治体助成分請求額		

原因

上限額管理事業所の【明細書】¹の「請求額集計欄合計 総費用額」と、サービス提供年月、市町村番号、事業所番号及び受給者証番号と等しい【上限額管理結果票】の「利用者負担額集計・調整欄 総費用額」が異なっています。

¹ サービス提供年月が令和4年10月以降のものに限ります。

前ページの例では、サービス提供年月が令和4年10月の【明細書】の「請求額集計欄合計 総費用額」が「107,360円」で設定されているのに対し、【上限額管理結果票】の「利用者負担額集計・調整欄 総費用額」が「107,364円」となっているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

市町村は、【明細書】の総費用額や【上限額管理結果票】の総費用額の登録内容を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	上限額管理事業所番号	受給者証番号	利用者負担上限月額	利用者負担上限額管理結果	...
2022.10	991111	9911011111	9900000001	4,600	3	...

利用者負担上限額管理結果票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	上限額管理事業所番号	受給者証番号	事業所番号	利用者負担額集計・調整欄 総費用額	...
2022.10	991111	9911011111	9900000001	9911011111	483,565	...

介護給付費等明細書情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	請求額集計欄合計 総費用額	...
2022.10	991111	9911011111	9900000001	483,565	...

・ 請求額集計欄合計 総費用額と利用者負担上限額管理結果票情報の利用者負担額集計・調整欄 総費用額が等しい

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PP75	支給量：上限額管理事業所における上限額管理結果票の「利用者負担額」が請求明細書の利用者負担額と一致していません

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	基本：上限月額調整（ の内少ない数） 基本：A型減免・減免後利用者負担額、基本：調整後利用者負担額
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	基本：利用者負担上限月額、明細：利用者負担額

警告（重度）となる例

利用者負担上限額管理結果票

令和 5 年 4 月分

市町村番号	9 9 1 1 1 1	指定事業所番号	9 9 1 0 0 1 1 1 1 1
受給者証番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	管理事業所 事業所及びその事業所の名称	介護給付費・訓練等給付費等明細書 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)
支給決定障害者等氏名	国保 太郎		
支給決定に係る障害児氏名			
利用者負担上限月額	9 3 0 0	事業所	事業所
利用者負担上限額管理結果	1	地域区分	一級地
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のと		就労継続支援A型事業者負担減免措置実施	無し

項番	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0
利用者負担額集計・調整欄	9 9 1 0 0 0 0 0 0 0 0	9 9 1 0 0 0 0 0 0 0 0	9 3 0 0	3 0 0						

サービス種類	令和 5 年 4 月 1 日	令和 年 月 日								
サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数	摘要					

サービス種類コード	サービス利用日数	給付単位数	単位数単価	総費用額	1割相当額	利用者負担額	合計
請求額集計欄	9 3 0 0	9 3 0 0		9 3 0 0		9 3 0 0	9 3 0 0

特定障害者特別給付費	算定日数	日数	給付費請求額	実費算定額	枚中	枚目
------------	------	----	--------	-------	----	----

・請求額集計欄合計 上限月額調整（ の内少ない数）が利用者負担上限額管理結果票情報の利用者負担額集計・調整欄 利用者負担額と異なる

220

原因

上限額管理事業所の【明細書】¹において、以下のいずれかの条件を満たしていません。

- (1) 「利用者負担上限月額」²が「上限月額調整」³以上の場合、「利用者負担額」⁴と「上限月額調整」³が等しいこと。
- (2) 「利用者負担上限月額」²が「上限月額調整」³より小さい場合、「利用者負担額」⁴と【明細書】(基本情報)の「調整後利用者負担額」が等しいこと。

前ページの例では、サービス提供年月が令和4年10月の【上限額管理結果票】において、「利用者負担額」が「9,000円」で設定されているのに対し、【明細書】の「調整後利用者負担額」が「9,300円」となっており、金額が異なるため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

市町村は、【明細書】の上限月額調整(の内少ない数)や【上限額管理結果票】の利用者負担額の登録内容を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

介護給付費等明細書情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号
2022.10	991111	9911011111	9900000001

利用者負担 上限月額	上限額管理事業所			請求額集計欄 合計			...
	指定 事業所番号	管理結果	管理結果額	上限月額調整 (の内 少ない数)	A型減免 事業者 減免額	調整後 利用者 負担額	
9,300	9910011111	1	9,300	9,300	-	0	...

利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	上限額管理 事業所番号	受給者証番号	利用者負担 上限月額	利用者負担上限額 管理結果	...
2022.10	991111	9911011111	9900000001	9,300	1	...

利用者負担上限額管理結果票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	受給者証番号	事業所番号	利用者負担額集計・調整欄			...
				総費用額	利用者負担額	管理結果後 利用者負担額	
2022.10	991111	9900000001	9911011111	40,000	9,300	9,300	...

・ 上限月額調整(の内少ない数)と利用者負担額が等しい

1 サービス提供年月が令和4年10月以降のものに限ります。

2 [上限額管理結果票](基本情報)の「利用者負担上限月額」を指す。

3 [明細書](基本情報)の「上限月額調整(の内少ない数)」を指す。また、【明細書】(基本情報)の「A型減免・事業者減免額」が設定されている場合、【明細書】(基本情報)の「A型減免・減免後利用者負担額」と読み替える。

4 [上限額管理結果票](明細情報)の「利用者負担額」を指す。

原因

上限額管理事業所の【明細書】の「請求額集計欄合計 決定利用者負担額」と、サービス提供年月、市町村番号、事業所番号及び受給者証番号と等しい【上限額管理結果票】の「利用者負担額集計・調整欄 管理結果後利用者負担額」と異なっています。

前ページの例では、サービス提供年月が令和5年4月の【明細書】において、「請求額集計欄合計 決定利用者負担額」が「9,000円」で設定されているのに対し、【上限額管理結果票】の「利用者負担額集計・調整欄 管理結果後利用者負担額」が「9,300円」となっているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

市町村は、【明細書】の決定利用者負担額や【上限額管理結果票】の管理結果後利用者負担額の登録内容を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

利用者負担上限額管理結果票情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	上限額管理事業所番号	受給者証番号	利用者負担上限月額	利用者負担上限額管理結果	...
2023.04	991111	9911011111	9900000001	9,300	1	...

利用者負担上限額管理結果票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	上限額管理事業所番号	受給者証番号	事業所番号	利用者負担額集計・調整欄 管理結果後利用者負担額	...
2023.04	991111	9911011111	9900000001	9911011111	9,300	...

介護給付費等明細書情報(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	請求額集計欄合計 決定利用者負担額	...
2023.04	991111	9911011111	9900000001	9,300	...

・管理結果後利用者負担額と決定利用者負担額が等しい

1 サービス提供年月が令和4年10月以降のものに限ります。

原因

【明細書】¹において、「上限額管理事業所・管理結果」が設定されている場合、サービス提供年月、市町村番号、事業所番号及び受給者証番号が等しい【上限額管理結果票】が一次審査（受付審査、資格審査）でエラーとなっています。

前ページの例では、サービス提供年月が令和5年4月の【明細書】とサービス提供年月、市町村番号、事業所番号及び受給者証番号が等しい【上限額管理結果票】が一次審査にて「エラー」となっているため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

市町村は、【上限額管理結果票】の内容を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

受給者台帳（基本情報）

市町村番号	受給者証番号	異動年月日	異動区分	証記載市町村番号	利用者負担上限月額	上限額管理有無	...
991111	9900000001	2023.04.01	1:新規	991111	24,600	2:有り	...

介護給付費等明細書情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	利用者負担上限月額	上限額管理事業所		請求額集計欄 合計				...	
					指定事業所番号	管理結果	上限月額調整（の内少ない数）	A型減免		調整後利用者負担額		
2023.04	991111	9911011111	9900000001	24,600	9910011111	1	0	24,600	0	0	11,652	...

利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	上限額管理事業所番号	受給者証番号	合計			受付審査結果	資格審査結果	...
				総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額			
2023.04	991111	9911011111	9900000001	463,535	24,600	24,600	1:正常	-	...

・【明細書】に紐づく【上限額管理結果票】が一次審査（受付審査、資格審査）にて正常で登録されている

¹ サービス提供年月が令和4年10月以降のものに限ります。

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PP80	支給量：上限額管理事業所において請求明細書に該当する上限額管理結果票が届いていません

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	-
	【実績記録票】	-
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

介護給付費・訓練等給付費等明細書
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)

市町村番号	9 9 1 1 1 1 1	令和	5	年	4	月	分
助成自治体番号							
指定事業所番号	9 9 1 0 0 1 1 1 1 1						
受給者証番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9						
支給決定障害者等氏名	国保 太郎						
支給決定に係る障害児氏名							
利用者負担上限月額	9 3 0 0	就労継続支援A型減免対象者	無し				

利用者負担上限額管理結果票

令和 5 年 4 月分

市町村番号	9 9 1 1 1 1 1	指定事業所番号	9 9 1 0 0 1 1 1 1 1
受給者証番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	管理事業所	事業所
支給決定障害者等氏名	国保 太郎	事業所及びその事業所の名称	事業所

・【明細書】に紐づく【上限額管理結果票】が存在しない

利用者負担上限額管理結果 1

1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

項番	1										
事業所番号	991002222										
事業所名称	××事業所										
総費用額											
利用者負担額	9 3 0 0										
管理結果後利用者負担額	9 3 0 0										

項番											合計
事業所番号											
事業所名称											
総費用額											
利用者負担額											9 3 0 0
管理結果後利用者負担額											9 3 0 0

請求額	実費算定額	枚中	枚目
-----	-------	----	----

原因

上限額管理事業所の【明細書】¹の「上限額管理事業所・管理結果」が設定されており、かつ市町村番号及び受給者証番号が等しい受給者台帳（基本）の「利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額」が0より大きい場合、サービス提供年月、市町村番号及び受給者証番号が等しく、かつ「合計・総費用額」が0円より大きい【上限額管理結果票】（基本情報）及び事業所番号が等しい【上限額管理結果票】（明細情報）が存在しません。

前ページの例では、【明細書】に紐づく【上限額管理結果票】が存在しないため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

市町村等は、当月の上限額管理についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

受給者台帳（基本情報）

市町村番号	受給者証番号	異動年月日	異動区分	証記載市町村番号	利用者負担上限月額	...
991111	999999999	2024.04.01	1:新規	991111	37,200	...

請求明細書情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	上限額管理事業所・管理結果	...
2024.04	991111	9911111111	999999999	1	...

利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	上限額管理事業所番号	受給者証番号	利用者負担上限月額	利用者負担上限額管理結果	合計			...
						総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額	
2024.04	991111	9911111111	999999999	37,200	1	114,780	37,200	37,200	...

利用者負担上限額管理結果票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	受給者証番号	上限額管理事業所番号	事業所番号	利用者負担額集計・調整欄			...
					総費用額	利用者負担額	管理結果後利用者負担額	
2024.04	991111	999999999	9911111111	9911111111	114,780	37,200	37,200	...
2024.04	991111	999999999	9911111111	9922222222	0	0	0	...

・【明細書】に紐づく【上限額管理結果票】が存在する

原因

上限額管理事業所の【明細書】¹の「上限額管理事業所・管理結果」が、サービス提供年月、市町村番号及び受給者証番号が等しい【上限額管理結果票】の「利用者負担上限額管理結果」と一致していません。

前ページの例では、【明細書】の「上限額管理事業所・管理結果」が「1」、【上限額管理結果票】の「利用者負担上限額管理結果」が「3」で不一致のため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

市町村等は、当月の上限額管理についてサービス提供事業所（上限額管理事業所）に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

請求明細書情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	上限額管理事業所・管理結果	...
2024.04	991111	9911111111	9999999999	1	...

利用者負担上限額管理結果票情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	上限額管理事業所番号	受給者証番号	利用者負担上限月額	利用者負担上限額管理結果	...
2024.04	991111	9911111111	9999999999	9,300	1	...

・【明細書】と【上限額管理結果票】において、管理結果が「1」で等しい

¹ サービス提供年月が令和4年10月以降のものに限ります。

原因

共同生活援助の【明細書】¹に対応する【実績記録票】(様式18-1)が存在していますが、一次審査において、なんらかの理由でエラーとなっています²。

前ページの例では、【明細書】に対応する【実績記録票】(様式18-1)が、一次審査においてエラーとなっているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

一次審査で【実績記録票】がエラーとなっても、二次審査の判断によっては支払を行うことが可能です。そこで、効果的・効率的な二次審査に資するよう、単独ではエラーが発生していない【明細書】の請求情報について「警告(重度)」としているものです。

市町村は、【実績記録票】のエラーの状況を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

なお、エラーとなった【実績記録票】は、サービス提供事業所にて修正のうえ、国保連合会に提出します。

正常となる例

請求明細書情報(集計情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード
2019.06	991111	9921111111	9999999999	33

共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-1)(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号
2019.06	991111	9921111111	9999999999	1801

・【明細書】に対応する【実績記録票】が存在し、一次審査でエラーとなっていない

- 1 サービス提供年月が平成31年4月以降のものに限ります。
- 2 【実績記録票】が存在しない(国保連合会に届いていない)場合は、「エラー」となります。

原因

共同生活援助の【明細書】¹に対応する【実績記録票】(様式18-2)が存在していますが、一次審査において、なんらかの理由でエラーとなっています²。

前ページの例では、【明細書】に対応する【実績記録票】(様式18-2)が、一次審査においてエラーとなっているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

一次審査で【実績記録票】がエラーとなっても、二次審査の判断によっては支払を行うことが可能です。そこで、効果的・効率的な二次審査に資するよう、単独ではエラーが発生していない【明細書】の請求情報について「警告(重度)」としているものです。

市町村は、【実績記録票】のエラーの状況を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

なお、エラーとなった【実績記録票】は、サービス提供事業所にて修正のうえ、国保連合会に提出します。

正常となる例

請求明細書情報(集計情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービス種類コード
2019.06	991111	9921111111	9999999999	33

共同生活援助サービス提供実績記録票情報(様式18-2)(基本情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号
2019.06	991111	9921111111	9999999999	1802

・【明細書】に対応する【実績記録票】が存在し、一次審査でエラーとなっていない

- 1 サービス提供年月が平成31年4月以降のものに限ります。
- 2 【実績記録票】が存在しない(国保連合会に届いていない)場合は、「エラー」となりません。

原因

【明細書】¹に対応する【実績記録票】が存在していません²。
 前ページの例では、【明細書】に対応する【実績記録票】が存在しないため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

【実績記録票】が届いていなくても、二次審査の判断によっては支払を行うことが可能です。そこで、効果的・効率的な二次審査に資するよう、単独ではエラーが発生していない【明細書】の請求情報について「警告（重度）」としているものです。

市町村は、【実績記録票】の提出状況を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

なお、【実績記録票】は、サービス提供事業所にて作成のうえ、国保連合会に提出します。

正常となる例

請求明細書情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号
2019.07	991111	9911111111	9999999999

生活介護サービス提供実績記録票情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号
2019.07	991111	9911111111	9999999999

・【明細書】に対応する【実績記録票】が存在する

- 1 サービス提供年月が平成31年4月以降のものに限ります。
- 2 【実績記録票】が一次審査で「エラー」となっている場合は、PP89となります。

原因

【明細書】¹に対応する【実績記録票】が存在していますが、一次審査において、なんらかの理由でエラーとなっています²。

前ページの例では、【明細書】に対応する【実績記録票】が、一次審査においてエラーとなっているため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

一次審査で【実績記録票】がエラーとなっても、二次審査の判断によっては支払を行うことが可能です。そこで、効果的・効率的な二次審査に資するよう、単独ではエラーが発生していない【明細書】の請求情報について「警告（重度）」としているものです。

市町村は、【実績記録票】のエラーの状況を確認するなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

なお、エラーとなった【実績記録票】は、サービス提供事業所にて修正のうえ、国保連合会に提出します。

正常となる例

請求明細書情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号
2019.07	991111	9911111111	9999999999

生活介護サービス提供実績記録票情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号
2019.07	991111	9911111111	9999999999

・【明細書】に対応する【実績記録票】が存在し、一次審査でエラーとなっていない

1 サービス提供年月が平成31年4月以降のものに限ります。

2 【実績記録票】が存在しない（国保連合会に届いていない）場合は、PP88となります。ただし、経過措置該当サービスの場合は、PQ79となります。

原因

共同生活援助の【明細書】¹の基本報酬の「回数」の合計が【実績記録票】のレコード数を超えています。

【明細書】については、「サービスコード」に対応する単位数表マスタ²(請求)の加算対象が「1」であるものが対象となります。

また、【実績記録票】のレコード数の数え方は、以下の通りです。

【実績記録票】のレコード数

受付年月において、「地域移行加算・退所日(年月日)」以前であり、以下を満たす日数の合計です。

「サービス提供の状況」が未設定か、「入院 共同生活住居に戻る 外泊」もしくは「外泊 共同生活住居に戻る 入院」

「サービス提供の状況」が「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」であり、かつ以下のいずれかに該当する。

前日の「サービス提供の状況」が未設定

翌日の「サービス提供の状況」が未設定で、「サービス提供年月」「日付」が「地域移行加算・退所日(年月日)」以前
--

「日付」が1日又は末日であり、「入院時支援特別加算(算定回数)」が未設定

「サービス提供年月」「日付」が「地域移行加算・退所日(年月日)」

前ページの例では、事業所の共同生活援助の【明細書】の「回数」は7と設定されています。

これに対し、【実績記録票】では、「サービス提供の状況」により外泊となる4日から27日までは対象となるレコードに含まれないため、残りの6日間がレコード数となっています。

このように、

【明細書】本体報酬の回数の合計(7日間)

> 【実績記録票】本体報酬の算定対象となるレコード数(6日)

となっているため、「警告(重度)」となります。

¹ サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

² 単位数表マスタについては、97ページを参照してください。

確認の観点

一般的には共同生活援助の【明細書】の「回数」の合計と【実績記録票】のレコード数は一致しますが、利用者の入院・外泊期間中に一度施設に帰ることがあった場合等、一次審査では判断できないなんらかの事情がある可能性があります。

市町村は、「サービス提供の状況」等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数
2018.04	991111	9921111111	9999999999	331121	6

単位数表マスタ（請求）

サービス種類コード	サービス項目コード	支給決定サービスコード	加算対象
33	1121	331000	1

本体報酬の回数の合計（6日） 本体報酬の算定対象となるレコード数（6日）

共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	様式種別番号	地域移行加算・退所日（年月日）
2018.04	991111	9921111111	1801	2018.04.30

共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	サービス提供の状況
2018.04	991111	9921111111	9999999999	1801	01	-
2018.04	991111	9921111111	9999999999	1801	02	2
2018.04	991111	9921111111	9999999999	1801	03	6
...	3
2018.04	991111	9921111111	9999999999	1801	28	7
2018.04	991111	9921111111	9999999999	1801	29	2
2018.04	991111	9921111111	9999999999	1801	30	-

・共同生活援助の【明細書】の基本報酬の「回数」の合計が【実績記録票】のレコード数を超えていない

マニュアル空白ページ

第1章

はじめに

第2章

審査事務の概要

第3章

国保連合会からの
提供資料

第4章

二次審査

第5章

過誤処理

第6章

FAQ
(よくあるエラー)

原因

施設入所支援の【明細書】¹の基本報酬の「回数」の合計が【実績記録票】のレコード数を超えています。

【明細書】については、「サービスコード」に対応する単位数表マスタ²(請求)の加算対象が「1」で、経過措置該当サービスが「2」以外であるものが対象となります。

また、【実績記録票】のレコード数の数え方は、以下の通りです。

【実績記録票】のレコード数

受付年月において、「入所時支援特別加算・利用開始日(年月日)」以後、「地域移行加算・退所日(年月日)」以前であり、以下を満たす日数の合計です。

「サービス提供の状況」が未設定か、「入院 共同生活住居に戻る 外泊」もしくは「外泊 共同生活住居に戻る 入院」
「サービス提供の状況」が「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」であり、かつ以下のいずれかに該当する。

前日の「サービス提供の状況」が未設定で、「サービス提供年月」「日付」が「入所時特別支援加算・利用開始日(年月日)」以後
翌日の「サービス提供の状況」が未設定で、「サービス提供年月」「日付」が「地域移行加算・退所日(年月日)」以前
「日付」が1日又は末日であり、「入院・外泊加算」「入院時支援特別加算(算定回数)」が未設定
「サービス提供年月」「日付」が「入所時特別支援加算・利用開始日(年月日)」
「サービス提供年月」「日付」が「地域移行加算・退所日(年月日)」

前ページの例では、事業所の施設入所支援の【明細書】の「回数」は7と設定されています。

これに対し、【実績記録票】では、「サービス提供の状況」により外泊となる4日から27日までは対象となるレコードに含まれないため、残りの6日間がレコード数となっています。

このように、

<p>【明細書】本体報酬の回数の合計(7日間) > 【実績記録票】本体報酬の算定対象となるレコード数(6日)</p>

となっているため、「警告(重度)」となります。

¹ サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

² 単位数表マスタについては、97ページを参照してください。

確認の観点

一般的には施設入所支援の【明細書】の「回数」の合計と【実績記録票】のレコード数は一致しますが、利用者の入院・外泊期間中に一度施設に帰ることがあった場合等、一次審査では判断できないなんらかの事情がある可能性があります。

市町村は、「サービス提供の状況」等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数
2018.04	991111	9911111111	9999999999	322111	6

単位数表マスタ（請求）

サービス種類コード	サービス項目コード	支給決定サービスコード	加算対象	経過措置該当サービス
32	2111	321000	1	1

本体報酬の回数の合計（6日） 本体報酬の算定対象となるレコード数（6日）

施設入所支援提供実績記録票情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	様式種別番号	入所時特別支援加算・ 利用開始日（年月日）	地域移行加算・ 退所日（年月日）
2018.04	991111	9911111111	0901	2018.04.01	2018.04.30

施設入所支援提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	サービス提供の状況
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	01	-
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	02	2
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	03	6
...	3
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	28	7
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	29	2
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0901	30	-

・施設入所支援の【明細書】の基本報酬の「回数」の合計が【実績記録票】のレコード数を超えていない

マニュアル空白ページ

第1章

はじめに

第2章

審査事務の概要

第3章

国保連合会からの
提供資料

第4章

二次審査

第5章

過誤処理

第6章

FAQ
(よくあるエラー)

第4章 二次審査

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PP95	支給量：宿泊型自立訓練サービスにおける請求明細書の基本報酬の「回数」の合計が実績記録票の明細の合計を超えています

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	明細：回数
	【実績記録票】	基本：サービス提供の状況
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

介護給付費・訓練等給付費等明細書

(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助)

市町村番号	9 9 1 1 1 1 1 1	平成	3 0	年	0 4	月	分
助成自治体番号	1 1 1 1 1 1 1 1						
受給者証番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	請求事業所番号	9 9 1 1 1 1 1 1 1 1				
支給決定障害者等氏名	受給 太郎	事業者及びその事業所の名称	〇〇事業所				
支給決定に係る障害児氏名		地域区分	〇級地				
利用者負担上限月額	〇	就労継続支援入居事業者負担減免措置実施	無し				
利用者負担上乗額	〇	指定事業所					
サービス種別	3	サービスコード	1 1 8 9 7				
サービス利用日数	7	単位数	回数	1 1 8 9 7			
給付単位数	〇	単位数	〇	〇			
単位数申請	〇	単位数	〇	〇			
総費用額	〇	単位数	〇	〇			
1割相当額	〇	単位数	〇	〇			
利用者負担額	〇	単位数	〇	〇			
1割未満額	〇	単位数	〇	〇			
事業所減免額	〇	単位数	〇	〇			
課税後利用者負担額	〇	単位数	〇	〇			
上乗額利用者負担額	〇	単位数	〇	〇			
決定利用者負担額	〇	単位数	〇	〇			
請求額	〇	単位数	〇	〇			
給付額	〇	単位数	〇	〇			
自治体助成の請求額	〇	単位数	〇	〇			
特定障害者特別給付費	算定日数	日数	給付費請求額	実費算定額			

平成30年 4月分 宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票 (様式15)

受給者証番号	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	支給決定障害者氏名	受給 太郎	事業所番号	9 9 1 1 1 1 1 1 1 1					
				事業者及びその事業所	〇〇事業所					
日付	曜日	サービス提供の状況	事業提供加算	入院時支援特別加算	確定時支援加算	日中支援加算	療養連携体制加算	地域移行加算	利用者確認印	備考
1	日		〇	〇						
2	月	入院	〇	〇						
3	火	入院(共同生活自立) 一泊	〇	〇						
4	水	外泊			〇					
5	木	外泊			〇					
6	金	外泊			〇					
7	土	外泊			〇					
8	日	外泊			〇					
9	月	外泊			〇					
10	火	外泊			〇					
11	水	外泊			〇					
12	木	外泊			〇					
13	金	外泊			〇					
14	土	外泊			〇					
15	日	外泊			〇					
16	月	外泊			〇					
17	火	外泊			〇					
18	水	外泊			〇					
19	木	外泊			〇					
20	金	外泊			〇					
21	土	外泊			〇					
22	日	外泊			〇					
23	月	外泊			〇					
24	火	外泊			〇					
25	水	外泊			〇					
26	木	外泊			〇					
27	金	外泊			〇					
28	土	入院(共同生活自立) 一泊	〇	〇						地域移行へ向けた支援を実施
29	日	入院	〇	〇						
30	月		〇	〇						
合計			〇	〇	〇	〇	〇	〇		
初期加算	利用開始日	30年4月1日	30日	〇〇年〇月〇日	当月算定日数	〇〇				
地域移行加算	退所日	30年4月28日	退所後算定日	30年4月30日						

本体報酬の回数の合計(7日) > 本体報酬の算定対象となるレコード数(6日)

・宿泊型自立訓練の【明細書】の基本報酬の「回数」の合計が【実績記録票】のレコード数を超過している

原因

宿泊型自立訓練の【明細書】¹の基本報酬の「回数」の合計が【実績記録票】のレコード数を超えています。

【明細書】については、「サービスコード」に対応する単位数表マスタ²(請求)の加算対象が「1」であるものが対象となります。また、【実績記録票】のレコード数の数え方は、以下の通りです。

【実績記録票】のレコード数

受付年月において、「初期加算・利用開始日(年月日)」以後、「地域移行加算・退所日(年月日)」以前であり、以下を満たす日数の合計です。

「サービス提供の状況」が未設定か、「入院 共同生活住居に戻る 外泊」もしくは「外泊 共同生活住居に戻る 入院」「サービス提供の状況」が「入院」「外泊」「入院 外泊」「外泊 入院」であり、かつ以下のいずれかに該当する。

前日の「サービス提供の状況」が未設定で、「サービス提供年月」「日付」が「初期加算・利用開始日(年月日)」以後
翌日の「サービス提供の状況」が未設定で、「サービス提供年月」「日付」が「地域移行加算・退所日(年月日)」以前
「日付」が1日又は末日であり、「入院・外泊加算」「入院時支援特別加算(算定回数)」が未設定
「サービス提供年月」「日付」が「初期加算・利用開始日(年月日)」
「サービス提供年月」「日付」が「地域移行加算・退所日(年月日)」

前ページの例では、事業所の宿泊型自立訓練の【明細書】の「回数」は7と設定されています。

これに対し、【実績記録票】では、「サービス提供の状況」により外泊となる4日から27日までは対象となるレコードに含まれないため、残りの6日間がレコード数となっています。

このように、

【明細書】本体報酬の回数の合計(7日間)
> 【実績記録票】本体報酬の算定対象となるレコード数(6日)

となっているため、「警告(重度)」となります。

¹ サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

² 単位数表マスタについては、97ページを参照してください。

確認の観点

一般的には宿泊型自立訓練の【明細書】の「回数」の合計と【実績記録票】のレコード数は一致しますが、利用者の入院・外泊期間中に一度施設に帰ることがあった場合等、一次審査では判断できないなんらかの事情がある可能性があります。

市町村は、「サービス提供の状況」等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、請求情報を「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

明細書情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	サービスコード	回数
2018.04	991111	9911111111	9999999999	341111	6

単位数表マスタ（請求）

サービス種類コード	サービス項目コード	支給決定サービスコード	加算対象
34	1111	341000	1

本体報酬の回数の合計（6日） 本体報酬の算定対象となるレコード数（6日）

宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票情報（基本情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	様式種別番号	初期加算・ 利用開始日（年月日）	地域移行加算・ 退所日（年月日）
2018.04	991111	9911111111	1501	2018.04.01	2018.04.30

宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	サービス提供の状況
2018.04	991111	9911111111	9999999999	1501	01	-
2018.04	991111	9911111111	9999999999	1501	02	2
2018.04	991111	9911111111	9999999999	1501	03	6
...	3
2018.04	991111	9911111111	9999999999	1501	28	7
2018.04	991111	9911111111	9999999999	1501	29	2
2018.04	991111	9911111111	9999999999	1501	30	-

・宿泊型自立訓練の【明細書】の基本報酬の「回数」の合計が【実績記録票】のレコード数を超過していない

マニュアル空白ページ

第1章

はじめに

第2章

審査事務の概要

第3章

国保連合会からの提供資料

第4章

二次審査

第5章

過誤処理

第6章

FAQ
(よくあるエラー)

原因

同一の時間に提供されている居宅介護サービスについて、複数のサービス提供事業所における【実績記録票】(明細情報)¹の「派遣人数」の和が、3人以上となっています。

前ページの例では、2018年4月16日の14:00から15:00の間において、【実績記録票】の「派遣人数」が、事業所は2人、事業所は1人と、合計3人になっているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

「障害福祉サービス報酬告示」において、同時に2人の居宅介護従業者が1人の利用者に対して居宅介護サービスを行った場合はそれぞれの所定単位数を算定する規定²が設けられていますが、3人以上による提供は想定していません。国保連合会では、同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された時間帯や「派遣人数」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	開始時間	終了時間	派遣人数	...
2018.04	991111	9911111111	9999999999	16	13:00	15:00	1	...

居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	開始時間	終了時間	派遣人数	...
2018.04	991111	9912111112	9999999999	16	14:00	15:00	1	...

・同一時間帯の「派遣人数」の和が3未満

¹ サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

² 「障害福祉サービス報酬告示」第1(居宅介護)1・注10を参照。

原因

居宅介護の【実績記録票】¹において「身体介護」「家事援助」「通院介助（身体介護伴う）」「通院介助（身体介護伴わない）」「通院等乗降介助」が行われている時間帯に、他の事業所において、異なるサービス内容で居宅介護が行われています。

前ページの例では、2018年4月16日の14:00から15:00の間において、【実績記録票】の「サービス内容」が、事業所は「身体介護」、事業所は「通院介助（身体介護伴う）」になっているため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

この「警告（重度）」の理由は、上記の通り、居宅介護の【実績記録票】において、複数事業所間で同一時間帯にサービスを提供しているためです。国保連合会では、同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告（重度）」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された時間帯や「サービス内容」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	サービス内容	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9911111111	9999999999	16	111000	13:00	15:00

居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	サービス内容	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9912111112	9999999999	16	113000	15:00	16:00

・複数事業所の間で、同一時間帯に重複できない「サービス内容」が提供されていない

¹ サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PP98	支給量：他の行動援護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	-
	【実績記録票】	明細：日付
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

平成30年 4月分 行動援護サービス提供実績記録票

受給者証番号	9999999999999999	支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)	受給 太郎	事業所番号	991111111111
契約支給量	0000000000000000	事業者及びその事業所	〇〇事業所		

日付	曜日	行動援護計画			サービス提供時間		算定時間	初回加算	緊急時対応加算	行動援護受給指導連携加算	サービス提供者印	利用者確認印	備考
		開始時間	終了時間	計画時間数	開始時間	終了時間							
18月		13:00	15:00	2	13:00	15:00	2						

平成30年 4月分 居宅介護サービス提供実績記録票

受給者証番号	9999999999999999	支給決定障害者等氏名 (障害児氏名)	受給 太郎	事業所番号	9911211111112
契約支給量	0000000000000000	事業者及びその事業所	〇〇事業所		

日付	曜日	サービス内容	居宅介護計画		サービス提供時間		算定時間数	追加時間	緊急時対応加算	居宅介護受給指導連携加算	サービス提供者印	利用者確認印	備考
			計画時間数	計画時間	開始時間	終了時間							
18月		身体	0	0	14:00	15:00	1						

・行動援護の【実績記録票】のサービス提供時間に、チェックの対象となるサービスが重複している

原因

行動援護の【実績記録票】¹においてサービスが行われている時間帯に、居宅介護、重度訪問介護、外部サービス利用型の共同生活援助、同行援護、通所系のサービス²の【実績記録票】においてサービスが行われています。

前ページの例では、事業所の行動援護の【実績記録票】と、事業所の居宅介護の【実績記録票】とで、2018年4月16日の14:00から15:00の間において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、行動援護の【実績記録票】と、居宅介護等の訪問系のサービス、通所系のサービスの【実績記録票】との間で、利用時間が重複したサービスを提供しているために発生しています。「障害福祉サービス留意事項通知」では、介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスにかかる報酬を算定できないものとされています³が、国保連合会では、同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された時間帯や「サービス内容」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

行動援護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0201	16	13:00	15:00

居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9912111112	9999999999	0101	16	15:00	16:00

・行動援護の【実績記録票】のサービス提供時間に、チェックの対象となるサービスが重複していない

- 1 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。
- 2 通所系のサービスとは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援を指します。

- 3 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・1・(2)「障害福祉サービス種類相互の算定関係について」を参照。

原因

重度訪問介護の【実績記録票】¹においてサービスが行われている時間帯に、居宅介護、行動援護、外部サービス利用型の共同生活援助、同行援護、通所系のサービス²の【実績記録票】においてサービスが行われています。

前ページの例では、事業所の重度訪問介護の【実績記録票】と、事業所の居宅介護の【実績記録票】とで、2018年4月16日の14:00から15:00の間において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、重度訪問介護の【実績記録票】と、居宅介護等の訪問系のサービス、通所系のサービスの【実績記録票】との間で、利用時間が重複したサービスを提供しているために発生しています。「障害福祉サービス留意事項通知」では、介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスにかかる報酬を算定できないものとされています³が、国保連合会では、同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された時間帯や「サービス内容」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

重度訪問介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0301	16	13:00	15:00

居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9912111112	9999999999	0101	16	15:00	16:00

・重度訪問介護の【実績記録票】のサービス提供時間に、チェックの対象となるサービスが重複していない

- 1 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。
- 2 通所系のサービスとは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援を指します。

- 3 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・1・(2)「障害福祉サービス種類相互の算定関係について」を参照。

原因

外部サービス利用型の共同生活援助の【実績記録票】¹においてサービスが行われている時間帯に、居宅介護、行動援護、重度訪問介護、他の事業所の外部サービス利用型の共同生活援助、同行援護、通所系のサービス²の【実績記録票】においてサービスが行われています。

前ページの例では、事業所の外部サービス利用型の共同生活援助の【実績記録票】と、事業所の居宅介護の【実績記録票】とで、2018年4月16日の14:00から15:00の間において、サービスが重複しているため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

この「警告（重度）」の理由は、上記の通り、外部サービス利用型の共同生活援助の【実績記録票】と、居宅介護等の訪問系のサービス、通所系のサービスの【実績記録票】との間で、利用時間が重複したサービスを提供しているために発生しています。「障害福祉サービス留意事項通知」では、介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスにかかる報酬を算定できないものとされています³が、国保連合会では、同一日・同一時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告（重度）」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された時間帯や「サービス内容」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

共同生活援助サービス提供実績記録票情報（様式18-1）（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9921111111	9999999999	1802	16	13:00	15:00

居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9912111112	9999999999	0101	16	15:00	16:00

・重度訪問介護の【実績記録票】のサービス提供時間に、チェックの対象となるサービスが重複していない

1 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

2 通所系のサービスとは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援を指します。

3 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・1・(2)「障害福祉サービス種類相互の算定関係について」を参照。

原因

同行援護の【実績記録票】¹においてサービスが行われている時間帯に、居宅介護、行動援護、重度訪問介護、外部サービス利用型の共同生活援助、通所系のサービス²の【実績記録票】においてサービスが行われています。

前ページの例では、事業所の同行援護の【実績記録票】と、事業所の居宅介護の【実績記録票】とで、2018年4月16日の14:00から15:00の間において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、同行援護の【実績記録票】と、居宅介護等の訪問系のサービス、通所系のサービスの【実績記録票】との間で、利用時間が重複したサービスを提供しているために発生しています。「障害福祉サービス留意事項通知」では、介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスにかかる報酬を算定できないものとされています³が、国保連合会では、同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された時間帯や「サービス内容」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

同行援護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9911111111	9999999999	1901	16	13:00	15:00

居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9912111112	9999999999	0101	16	15:00	16:00

・同行援護の【実績記録票】のサービス提供時間に、チェックの対象となるサービスが重複していない

- 1 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。
- 2 通所系のサービスとは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援を指します。

- 3 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・1・(2)「障害福祉サービス種類相互の算定関係について」を参照。

原因

同一の時間に提供されている行動援護サービスについて、複数のサービス提供事業所における【実績記録票】¹の「派遣人数」の和が、3人以上となっています。

前ページの例では、2018年4月16日の14:00から15:00の間において、【実績記録票】の「派遣人数」が、事業所は2人、事業所は1人と、合計3人になっているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

「障害福祉サービス報酬告示」において、同時に2人の行動援護従業者が1人の利用者に対して行動援護サービスを行った場合はそれぞれの所定単位数を算定する規定²が設けられていますが、3人以上による提供は想定していません。国保連合会では、同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された時間帯や「派遣人数」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

行動援護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	開始時間	終了時間	派遣人数	...
2018.04	991111	9911111111	9999999999	16	13:00	15:00	1	...

行動援護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	開始時間	終了時間	派遣人数	...
2018.04	991111	9912111112	9999999999	16	14:00	15:00	1	...

・同一時間帯の「派遣人数」の和が3未満

¹ サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

² 「障害福祉サービス報酬告示」第4(同行援護)1・注4を参照。

原因

居宅介護の【実績記録票】¹においてサービスが行われている時間帯に、行動援護、重度訪問介護、外部サービス利用型の共同生活援助、同行援護、通所系のサービス²の【実績記録票】においてサービスが行われています。

前ページの例では、事業所の居宅介護の【実績記録票】と、事業所の行動援護の【実績記録票】とで、2018年4月16日の14:00から15:00の間において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、居宅介護の【実績記録票】と、その他の訪問系のサービス、通所系のサービスの【実績記録票】との間で、利用時間が重複したサービスを提供しているために発生しています。「障害福祉サービス留意事項通知」では、介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスにかかる報酬を算定できないものとされています³が、国保連合会では、同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された時間帯や「サービス内容」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0101	16	13:00	15:00

行動援護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9912111112	9999999999	0201	16	15:00	16:00

・居宅介護の【実績記録票】のサービス提供時間に、チェックの対象となるサービスが重複していない

- 1 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。
- 2 通所系のサービスとは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援を指します。

- 3 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・1・(2)「障害福祉サービス種類相互の算定関係について」を参照。

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PQ05	支給量：重度訪問介護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で2人を超えています

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	-
	【実績記録票】	明細：日付
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

平成30年 4月分 重度訪問介護サービス提供実績記録票

受給者証番号	支給決定障害者氏名	受給 太郎	事業所番号										
契約支給量	事業所及びその事業所		〇〇事業所										
日付	曜日	サービス提供の状況	重度訪問介護計画	サービス提供時間	算定時間数	派遣人数	同行支援	初回加算	緊急時対応加算	自動障害支度加算	サービス提供者印	利用者確認印	備考
16	月		開始時間 13:00 終了時間 15:00 計画時間数 2 移動	開始時間 13:00 終了時間 15:00 移動	2	2							

平成30年 4月分 重度訪問介護サービス提供実績記録票

受給者証番号	支給決定障害者氏名	受給 太郎	事業所番号										
契約支給量	事業所及びその事業所		〇〇事業所										
日付	曜日	サービス提供の状況	重度訪問介護計画	サービス提供時間	算定時間数	派遣人数	同行支援	初回加算	緊急時対応加算	自動障害支度加算	サービス提供者印	利用者確認印	備考
16	月		開始時間 14:00 終了時間 15:00 計画時間数 1 移動	開始時間 14:00 終了時間 15:00 移動	1	1							

・同一時間帯の「派遣人数」の和が3以上

原因

同一の時間に提供されている重度訪問介護サービスについて、複数のサービス提供事業所における【実績記録票】¹の「派遣人数」の和が、3人以上となっています。

前ページの例では、2018年4月16日の14:00から15:00の間において、【実績記録票】の「派遣人数」が、事業所は2人、事業所は1人と、合計3人になっているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

「障害福祉サービス報酬告示」において、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して重度訪問介護サービスを行った場合はそれぞれの所定単位数を算定する規定²が設けられていますが、3人以上による提供は想定していません。国保連合会では、同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された時間帯や「派遣人数」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

重度訪問介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	開始時間	終了時間	派遣人数	...
2018.04	991111	9911111111	9999999999	16	13:00	15:00	1	...

重度訪問介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	開始時間	終了時間	派遣人数	...
2018.04	991111	9912111112	9999999999	16	14:00	15:00	1	...

・同一時間帯の「派遣人数」の和が3未満

¹ サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

² 「障害福祉サービス報酬告示」第2(重度訪問介護)1・注7を参照。

EE
EF
EG
EH
EL
PA
PB
PC
PJ
PK
PP
PQ
PR
PS
PT
PU
PW

エラーコード	メッセージ
PQ06	支給量：同行援護サービスの実績記録票の「派遣人数」が複数事業所による同一サービス提供時間で2人を超えています

審査対象 請求情報	様式	レコード：項目
	【請求書】	-
	【明細書】	-
	【実績記録票】	明細：日付
	【上限額管理結果票】	-

警告（重度）となる例

平成30年4月分 同行援護サービス提供実績記録票 (様式19)

受給者証番号	支給決定障害者等氏名	受給 太郎	事業所番号	9911111111						
契約支給量	事業所及びその事業所		〇〇事業所							
日付	曜日	サービス内容	同行援護計画 開始時間 終了時間 計画時間数	サービス提供時間 開始時間 終了時間 算定時間	派遣人数	初回加算	緊急時対応加算	サービス提供単位	利用者確認印	備考
16	月	雨行(特)	13:00 15:00 2	13:00 15:00 2	2					

平成30年4月分 同行援護サービス提供実績記録票 (様式19)

受給者証番号	支給決定障害者等氏名	受給 太郎	事業所番号	9911111112						
契約支給量	事業所及びその事業所		□□事業所							
日付	曜日	サービス内容	同行援護計画 開始時間 終了時間 計画時間数	サービス提供時間 開始時間 終了時間 算定時間	派遣人数	初回加算	緊急時対応加算	サービス提供単位	利用者確認印	備考
16	月	雨行(特)	13:00 15:00 2	13:00 15:00 2	2					

・同一時間帯の「派遣人数」の和が3以上

原因

同一の時間に提供されている同行援護サービスについて、複数のサービス提供事業所における【実績記録票】¹の「派遣人数」の和が、3人以上となっています。

前ページの例では、2018年4月16日の13:00から15:00の間において、【実績記録票】の「派遣人数」が、事業所は2人、事業所は1人と、合計3人になっているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

「障害福祉サービス報酬告示」において、同時に2人の同行援護従業者が1人の利用者に対して同行援護サービスを行った場合はそれぞれの所定単位数を算定する規定²が設けられていますが、3人以上による提供は想定していません。国保連合会では、同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された時間帯や「派遣人数」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

同行援護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	開始時間	終了時間	派遣人数	...
2018.04	991111	9911111111	9999999999	16	13:00	15:00	1	...

同行援護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	日付	開始時間	終了時間	派遣人数	...
2018.04	991111	9912111112	9999999999	16	13:00	15:00	1	...

・同一時間帯の「派遣人数」の和が3未満

¹ サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

² 「障害福祉サービス報酬告示」第3(同行援護)1・注5を参照。

原因

訪問系のサービス¹の【実績記録票】²においてサービスが行われている時間帯に、生活介護の【実績記録票】においてサービスが行われています³。

前ページの例では、事業所の居宅介護の【実績記録票】と、事業所の生活介護の【実績記録票】とで、2018年4月16日の10:00から11:00の間において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、訪問系のサービスの【実績記録票】と、生活介護の【実績記録票】との間で、利用時間が重複したサービスを提供しているために発生しています。「障害福祉サービス留意事項通知」では、介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスにかかる報酬を算定できないものとされています⁴が、国保連合会では、同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された時間帯や「サービス内容」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0101	16	12:00	14:00

生活介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9912111112	9999999999	0701	16	09:00	11:00

・訪問系のサービスの【実績記録票】のサービス提供時間に、生活介護サービスが重複していない

- 1 訪問系のサービスとは、居宅介護、行動援護、重度訪問介護、外部サービス利用型の共同生活援助、同行援護を指します。
- 2 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。
- 3 訪問支援特別加算、欠席時対応加算の算定時は除きます。

- 4 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・1.(2)「障害福祉サービス種類相互の算定関係について」を参照。

原因

訪問系のサービス¹の【実績記録票】²においてサービスが行われている時間帯に、自立訓練（機能訓練）の【実績記録票】においてサービスが行われています³。

前ページの例では、事業所の居宅介護の【実績記録票】と、事業所の自立訓練（機能訓練）の【実績記録票】とで、2018年4月16日の16:00から17:00の間において、サービスが重複しているため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

この「警告（重度）」の理由は、上記の通り、訪問系のサービスの【実績記録票】と、自立訓練（機能訓練）の【実績記録票】との間で、利用時間が重複したサービスを提供しているために発生しています。「障害福祉サービス留意事項通知」では、介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスにかかる報酬を算定できないものとされています⁴が、国保連合会では、同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告（重度）」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された時間帯や「サービス内容」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0101	16	18:00	20:00

自立訓練（機能訓練）サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9912111112	9999999999	1301	16	09:00	17:00

・訪問系のサービスの【実績記録票】のサービス提供時間に、自立訓練（機能訓練）サービスが重複していない

1 訪問系のサービスとは、居宅介護、行動援護、重度訪問介護、外部サービス利用型の共同生活援助、同行援護を指します。

2 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。

3 欠席時対応加算の算定時は除きます。

4 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・1・(2)「障害福祉サービス種類相互の算定関係について」を参照。

原因

訪問系のサービス¹の【実績記録票】²においてサービスが行われている時間帯に、自立訓練（生活訓練）の【実績記録票】においてサービスが行われています³。

前ページの例では、事業所の居宅介護の【実績記録票】と、事業所の自立訓練（生活訓練）の【実績記録票】とで、2018年4月16日の11:00から12:00の間において、サービスが重複しているため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

この「警告（重度）」の理由は、上記の通り、訪問系のサービスの【実績記録票】と、自立訓練（生活訓練）の【実績記録票】との間で、利用時間が重複したサービスを提供しているために発生しています。「障害福祉サービス留意事項通知」では、介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスにかかる報酬を算定できないものとされています⁴が、国保連合会では、同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告（重度）」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された時間帯や「サービス内容」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

- 1 訪問系のサービスとは、居宅介護、行動援護、重度訪問介護、外部サービス利用型の共同生活援助、同行援護を指します。
- 2 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。
- 3 欠席時対応加算の算定時は除きます。

4 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・1・(2)「障害福祉サービス種類相互の算定関係について」を参照。

正常となる例

居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0101	16	13:00	15:00

自立訓練（生活訓練）サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9912111112	9999999999	1401	16	09:00	12:00

・ 訪問系のサービスの【実績記録票】のサービス提供時間に、自立訓練（生活訓練）サービスが重複していない

原因

訪問系のサービス¹の【実績記録票】²においてサービスが行われている時間帯に、就労移行支援の【実績記録票】においてサービスが行われています³。

前ページの例では、事業所の居宅介護の【実績記録票】と、事業所の就労移行支援の【実績記録票】とで、2018年4月16日の16:00から17:00の間において、サービスが重複しているため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

この「警告（重度）」の理由は、上記の通り、訪問系のサービスの【実績記録票】と、就労移行支援の【実績記録票】との間で、利用時間が重複したサービスを提供しているために発生しています。

「障害福祉サービス留意事項通知」では、介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスにかかる報酬を算定できないものとされています⁴が、国保連合会では、同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告（重度）」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された時間帯や「サービス内容」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

- 1 訪問系のサービスとは、居宅介護、行動援護、重度訪問介護、外部サービス利用型の共同生活援助、同行援護を指します。
- 2 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。
- 3 訪問支援特別加算、欠席時対応加算の算定時は除きます。

4 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・1・(2)「障害福祉サービス種類相互の算定関係について」を参照。

正常となる例

居宅介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0101	16	18:00	20:00

就労移行支援提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9912111112	9999999999	1601	16	09:00	17:00

・訪問系のサービスの【実績記録票】のサービス提供時間に、就労移行支援サービスが重複していない

原因

訪問系のサービス¹の【実績記録票】²においてサービスが行われている時間帯に、就労継続支援の【実績記録票】においてサービスが行われています³。

前ページの例では、事業所の居宅介護の【実績記録票】と、事業所の就労継続支援の【実績記録票】とで、2018年4月16日の16:00から17:00の間において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、訪問系のサービスの【実績記録票】と、就労継続支援の【実績記録票】との間で、利用時間が重複したサービスを提供しているために発生しています。「障害福祉サービス留意事項通知」では、介護給付費等については、同一時間帯に複数の障害福祉サービスにかかる報酬を算定できないものとされています⁴が、国保連合会では、同一日・同一利用時間帯にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された時間帯や「サービス内容」についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

居宅介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0101	16	18:00	20:00

就労継続支援提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9912111112	9999999999	1701	16	09:00	17:00

・訪問系のサービスの【実績記録票】のサービス提供時間に、就労継続支援サービスが重複していない

- 1 訪問系のサービスとは、居宅介護、行動援護、重度訪問介護、外部サービス利用型の共同生活援助、同行援護を指します。
- 2 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。
- 3 訪問支援特別加算、欠席時対応加算の算定時は除きます。

- 4 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・1・(2)「障害福祉サービス種類相互の算定関係について」を参照。

原因

通所系のサービス¹の【実績記録票】²においてサービスが行われている日付に、他の生活介護の【実績記録票】においてサービスが行われています³。

前ページの例では、事業所の生活介護の【実績記録票】と、事業所の生活介護の【実績記録票】とで、2018年4月16日において、サービスが重複しているため、「警告(重度)」となります。

確認の観点

この「警告(重度)」の理由は、上記の通り、通所系のサービスの【実績記録票】と、生活介護の【実績記録票】との間で、日付が重複したサービスを提供しているために発生しています。「障害福祉サービス留意事項通知」では、通所系のサービスは1日当たりの支援にかかる費用を包括的に評価しているため、1日に重複した通所系のサービスを報酬算定できないものとされています⁴が、国保連合会では、同一日にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告(重度)」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された日付等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

PQ12に類似するエラーコード一覧⁵

エラーコード	エラーメッセージ
PR50	支給量: 同日付に他の短期入所の「サービス提供の状況」が「他サービス併給」の提供実績が存在しています
PR51	支給量: 同日付に他の短期入所の「サービス提供の状況」が「日中のみ」の提供実績が存在しています
PR52	支給量: 同日付に他の短期入所の「サービス提供の状況」が未設定(宿泊を伴う)の提供実績が存在しています
PR60	支給量: 同日付に他の居宅訪問型児童発達支援サービスの提供実績が存在しています

正常となる例

生活介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0701	16	09:00	11:00

生活介護サービス提供実績記録票情報(明細情報)

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9912111112	9999999999	0701	17	09:00	11:00

・通所系のサービスの【実績記録票】のサービス提供日に、他の生活介護サービスの提供実績が重複していない

- 1 通所系のサービスとは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援を指します。なお、訪問支援特別加算、欠席時対応加算の算定時及びチェック対象となる【実績記録票】と同じサービス提供事業所における生活介護は除きます。
- 2 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。
- 3 訪問支援特別加算、欠席時対応加算の算定時は除きます。

4 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・1・(2)「障害福祉サービス種類相互の算定関係について」を参照。

5 サービス提供年月が令和5年5月以降のものに限ります。

原因

通所系のサービス¹の【実績記録票】²においてサービスが行われている日付に、他の自立訓練（機能訓練）の【実績記録票】においてサービスが行われています³。

前ページの例では、事業所の生活介護の【実績記録票】と、事業所の自立訓練（機能訓練）の【実績記録票】とで、2018年4月16日において、サービスが重複しているため、「警告（重度）」となります。

確認の観点

この「警告（重度）」の理由は、上記の通り、通所系のサービスの【実績記録票】と、自立訓練（機能訓練）の【実績記録票】との間で、日付が重複したサービスを提供しているために発生しています。「障害福祉サービス留意事項通知」では、通所系のサービスは1日当たりの支援にかかる費用を包括的に評価しているため、1日に重複した通所系のサービスを報酬算定できないものとされています⁴が、国保連合会では、同一日にサービス提供実績がある場合、どちらの実績が正しいかをシステムでは判断できないため、「警告（重度）」として市町村による二次審査において特に確認が必要となります。

市町村は、サービスが提供された日付等についてサービス提供事業所に確認を行うなどして、請求が妥当かを判断し、それぞれの請求情報について、「支払」又は「返戻」とします。

正常となる例

生活介護サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9911111111	9999999999	0701	16	09:00	11:00

自立訓練（機能訓練）サービス提供実績記録票情報（明細情報）

サービス提供年月	市町村番号	事業所番号	受給者証番号	様式種別番号	日付	開始時間	終了時間
2018.04	991111	9912111112	9999999999	1301	17	09:00	17:00

・通所系のサービスの【実績記録票】のサービス提供日に、他の自立訓練（機能訓練）サービスの提供実績が重複していない

- 1 通所系のサービスとは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援を指します。なお、訪問支援特別加算、欠席時対応加算の算定時及びチェック対象となる【実績記録票】と同じサービス提供事業所における自立訓練（機能訓練）は除きます。
- 2 サービス提供年月が平成30年4月以降のものに限ります。
- 3 欠席時対応加算の算定時は除きます。

- 4 「障害福祉サービス留意事項通知」第二・1・(2)「障害福祉サービス種類相互の算定関係について」を参照。